

浪江町環境基本計画

『守りたいふるさと 育てたい未来 未来へ続くなみえまち』

令和 8 年 3 月



はじめに

本計画は、浪江町の豊かな自然を守るとともに、東日本大震災や原発事故、放射性物質等により大きく損なわれた環境の回復を目指し、令和3年3月に制定した「浪江町環境基本条例」に基づき策定するものであり、復興に向けて歩み続ける浪江町にとって非常に重要な位置づけであると考えております。

現在、当町では、町の復興加速化に向けて、木材や水素、再生可能エネルギーを環境と調和させ、「まちの顔」である浪江駅周辺エリアの整備に取り組んでいる他、産学官連携施設やRE100産業団地等、多くの事業が行われており、実施する全ての事業が直接的にも間接的にも、環境分野に関わりを持ち、皆様の暮らしや生活環境にも通じています。



森林は、二酸化炭素の吸収源であるほか、生物多様性の保全や土砂災害の防止、水源の涵養機能などの多様な役割を担い、大変重要な資源であることは周知のとおりですが、当町の約7割の面積を占める森林においては、震災から15年が経過した今でも大部分が未除染であるため、放射性物質の影響を受けた森林での環境保全活動はおろかインフラ整備、一次産業の再生・復興への活動が制限されたままであるのが現状です。

今年の1月に、帰還困難区域の森林での作業についての事項をまとめた「森林作業ガイドライン」が国より示されるなど動きがあり、一歩前進したところでありますが、引き続き、森林整備の再開や管理が出来るよう国へ要望する等の取組を継続するとともに、当町の大切な財産である山林の再生・保存に尽力していく考えです。

本計画を推進するにあたり、我々を取り巻く自然環境や生活環境等への適切な対応や取組は、とても重要なことと認識しておりますが、行政の力だけでは困難を極めるため、地域の皆様と共に力を合わせ、町一丸となって取り組んでいくことが大切であると考え、本計画の策定をしたところです。

住民の皆様ならびに地域事業者の皆様、関係者および各種団体の皆様には、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大な御尽力を賜りました浪江町環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケートなどを通じて貴重なご意見をいただきました児童・生徒を含む多くの住民・事業者や各種団体の皆様方に心から御礼申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

浪江町長 吉田 栄光

目次

第1章	計画の概要	1
1.1	浪江町環境基本計画とは	2
1.2	環境基本計画の位置づけ	3
1.3	計画の対象地域	3
1.4	計画の期間	4
1.5	計画の範囲	5
第2章	環境をめぐる社会の変化	7
2.1	国際的な動き	8
2.2	日本の取組み	9
2.3	福島県の取組み	13
2.4	浪江町での取組み	13
第3章	浪江町の環境	19
3.1	自然特性	20
3.2	生活環境	23
3.3	社会特性	25
3.4	環境に関する住民の意識	33
第4章	まちが目指す環境像と計画の体系	37
4.1	まちが目指す環境像	38
4.2	基本方針	39
4.3	計画の体系	40
第5章	施策の展開	41
5.1	優先すべき事項とその背景	42
5.2	施策の展開	43
I.	ゼロカーボンシティの実現	43
II.	自然と共生するまち	49
III.	持続可能な循環型社会の形成	54
IV.	安全で快適な暮らしのあるまち	57
V.	みんなが環境を考え行動するまち	62
第6章	計画の推進体制	65
6.1	推進体制	66
6.2	計画の進行管理	67

資料編

1. 浪江町環境基本計画策定経過	70
2. 浪江町環境基本審議会委員名簿	70
3. 浪江町環境基本条例	71
4. 知ってほしい環境用語	76
5. 用語集	82

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1.1 浪江町環境基本計画とは

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる地球にやさしいまち浪江を実現するため、令和3(2021)年3月に「浪江町環境基本条例」を制定しました。

浪江町環境基本計画は、「浪江町環境基本条例」に基づき、浪江町の環境を守るための計画です。浪江町の美しい自然を未来に残し、みんなが安心して住み続けられるまちにするために、未来に向けて何をしていくかをまとめたものが「浪江町環境基本計画」です。

●浪江町環境基本条例(前文)●

私たちのまち浪江は、福島県浜通り(沿岸部)の北部に位置し、海、山、川に囲まれ、豊かで美しい自然に恵まれており、私たちは、その自然の恵みの中で生活を営み、先人達の歴史や伝統を誇りとして、その知恵を引き継ぎ、文化を創造してきた。

しかし、人々の暮らしは、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、物質的に豊かで便利になる一方、資源やエネルギーを大量に消費し、多量の廃棄物を排出した結果、身近な環境のみならず、地球環境にまで過大な負荷を与えている。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散を引き起こし、私たちの生活にも大きな影響を及ぼした。

私たちは、資源に限りがあることや、破壊された地球環境を回復することが困難であることを深く認識し、資源の効率的利用や再生可能エネルギーの普及により原子力や化石燃料のエネルギー依存の低減に寄与するなど、社会経済活動や生活様式を見直すとともに、町、町民及び事業者が一体となって、環境の保全及び創造のため行動し、健全で恵み豊かな環境を、子や孫など将来の世代に引き継がなければならない。

私たちは、このような認識の下で、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる地球にやさしいまち浪江を実現するため、この条例を制定する。

1.2 環境基本計画の位置づけ

本計画は、「浪江町復興計画【第三次】」を上位計画とし、「浪江町環境基本条例」第8条の規定に基づく、町の環境行政における総合的な計画です。

本計画は、「浪江町復興計画【第三次】」をはじめとする町の関連計画を、環境の面から効果的に推進する役割を果たすと同時に、住民・事業者・行政が環境の保全と創造に取り組むための方向性を示しています。

また、計画の策定にあたっては、世界の動きや国・福島県の関連計画の内容を踏まえたものとしています。

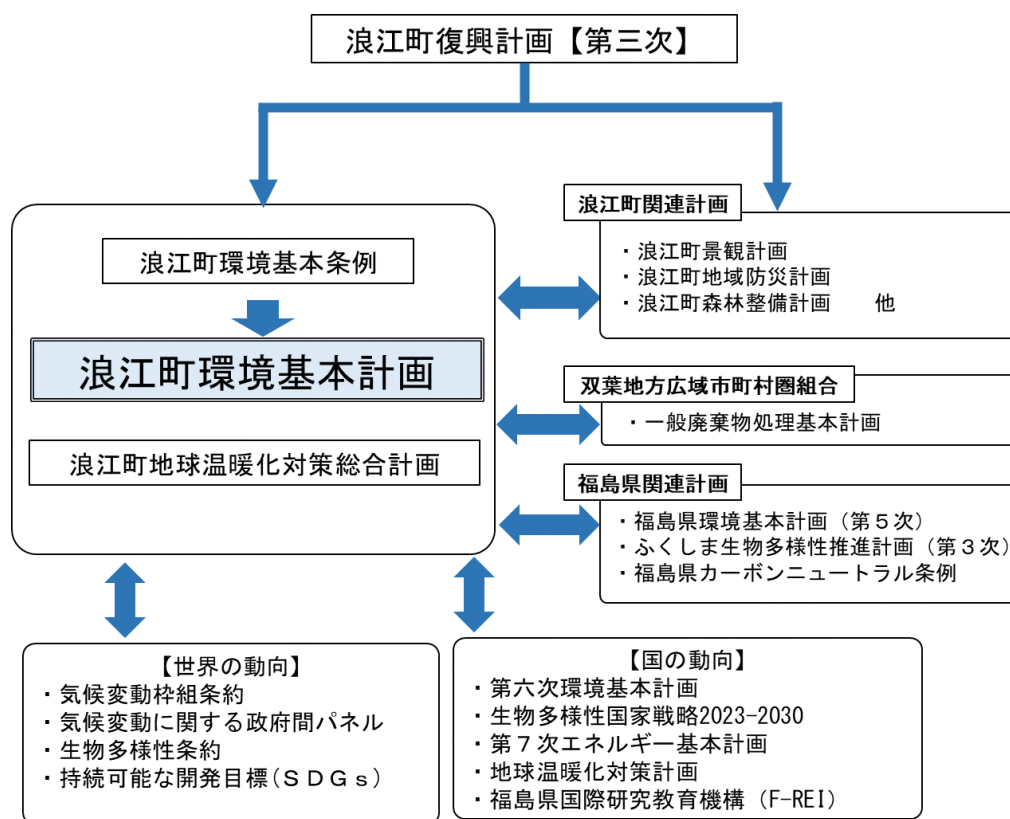


図1 計画の位置づけ

1.3 計画の対象地域

本計画の対象地域は浪江町全域とします。

ただし、地球温暖化対策などの町域を超えて対応すべき施策や、国、福島県、周辺自治体と連携することにより効果が得られる施策については、より広域的観点から推進します。

1.4 計画の期間

本計画の期間は、以下の内容を踏まえて、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までとします。

- ①町の最上位計画である「浪江町復興計画【第三次】」及び下位計画となる「浪江町地球温暖化対策総合計画」の計画期間が令和12(2030)年度までであること。
- ②国の「第六次環境基本計画」及び福島県の「福島県環境基本計画(第5次)」の計画期間が令和12(2030)年度までであること。

なお、次期(第2次)浪江町環境基本計画の期間については、計画の遂行及び達成状況、環境の現状、国、福島県、他自治体の計画内容等を踏まえ、今後適切に設定することとします。

表1 計画の期間



1.5 計画の範囲

本計画は浪江町環境基本条例の考え方を踏まえて、以下に掲げる分野を対象範囲とします。

表 2 計画の対象範囲

地球環境 (脱炭素社会 ¹⁾)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化(カーボンニュートラル²⁾、省エネルギー) ・資源、エネルギー(再生可能エネルギー³⁾、新エネルギー) ・気候変動⁴⁾への適応 ・水素エネルギー
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、河川、沼、ため池、湿地、海岸 ・生物多様性⁵⁾、生態系、自然共生社会 ・農地、里山、身近な自然 ・自然とのふれあい(エコツーリズム)
循環型社会 ⁶⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物対策 ・ごみの適正処理 ・自然の循環、経済社会における循環
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域の再生 ・まちの環境(歴史・文化資源、中心市街地、F-REI) ・景観(郷土景観、景観に配慮した施設デザイン) ・不法投棄 ・空き家、空き地の適正管理
啓発と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体(住民、事業者、行政)との連携、協働 ・環境学習、環境教育 ・環境情報、イベント開催

第2章

環境をめぐる社会の変化

第2章 環境をめぐる社会の変化

2.1 国際的な動き

(1)SDGs

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、国際目標(SDGs)が掲げられました。SDGsは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、地球上の「誰一人取り残さない」という理念のもと、17の目標と169のターゲットから構成されています。

開発途上国のみならず、先進国を含むすべての国が取組むべき普遍的(ユニバーサル)な目標となっています。

これらの目標は各国政府による取り組みだけでは達成が困難で、地方自治体や企業、市民社会、一人一人に至るまで、全ての人の行動が求められています。

また環境、経済、社会の三側面を統合的に解決することを目標としています。



出典：国際連合広報センターホームページ

図2 持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴール

(2)「パリ協定」の採択

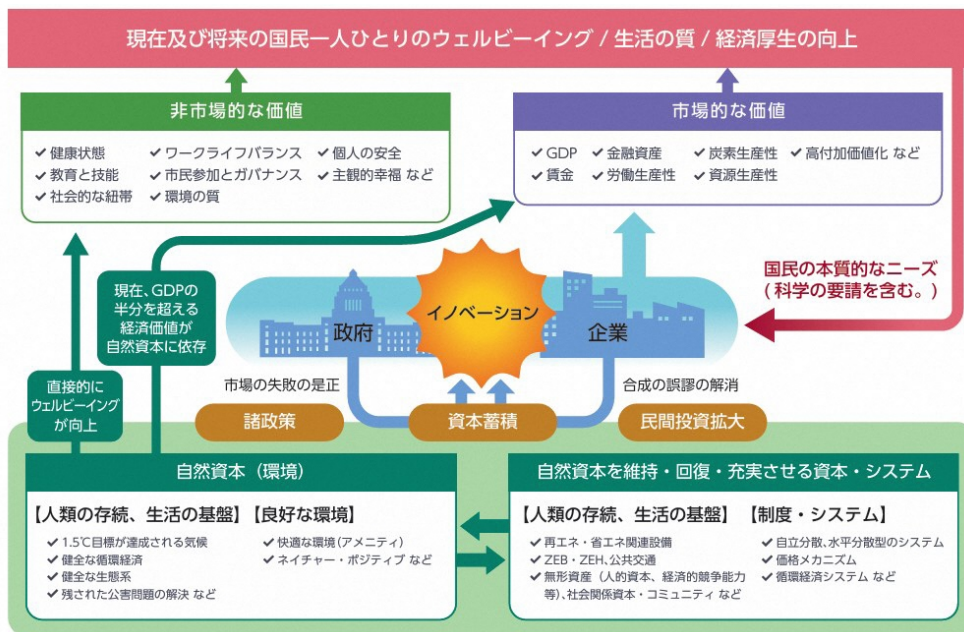
平成27(2015)年12月にパリで開始された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などが掲げられています。

パリ協定の1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラル²⁾と、その重要な経過点となる令和12(2030)年に向けて、野心的な気候変動⁴⁾対策が求められています。

2.2 日本の取組み

(1) 第六次環境基本計画(環境省)

令和6(2024)年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング⁷⁾、経済厚生の上昇」を最上位の目的とし、市場的価値と非市場的価値の双方において「新たな成長」の実現を図っていくことが示されました。



出典：令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書

図3 自然資本を軸としたウェルビーイングをもたらす「新たな成長」のメカニズム

(2) 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた地球温暖化対策

政府は2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

令和7(2025)年には、「地球温暖化対策計画」が改定され、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」としました。

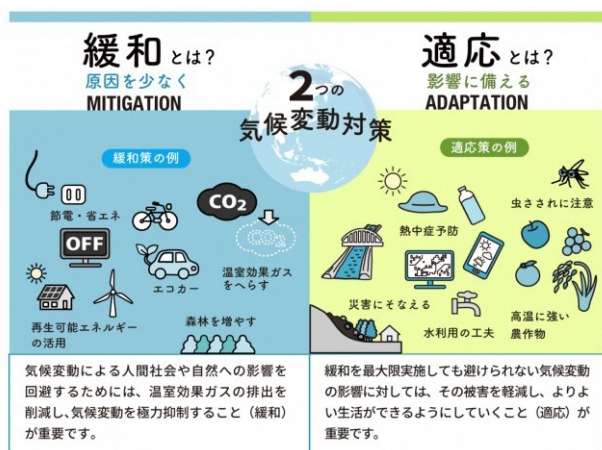
この野心的な目標に向けて力強く成長していくため、「徹底した省エネルギーや脱炭素電源の導入・利用、公共部門や地域の脱炭素化、脱炭素型ライフスタイルへの転換等の需要側の取組みなど、あらゆる分野で、でき得る限りの取組みを進める」としました。

(3)気候変動への適応策の推進

近年、平均気温の上昇や異常気象による農産物の品質低下、災害の増加、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で起きており、すべての生命の生存を揺るがす深刻な問題となっています。

気候変動対策を推進し気温上昇を抑えられたとしても、今後極端な気象現象(高温、大雨等)の発生を避けることは難しく、被害の回避・軽減を図るためには、地球温暖化をこれ以上進めないための対策や取組みを行う「緩和策」だけでなく、気候変動に対応していくための工夫や対策を行う「適応策」が必要とされています。

近年では、気温の上昇に伴い、熱中症による死亡者数が増加していることから、熱中症対策を強化し、死亡者数を現状から半減する目標などを「気候変動適応計画」に追加しました。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

図 4 緩和と適応

(4)第7次エネルギー基本計画(経済産業省)

国は、世界的な異常気象や大規模な自然災害が発生する中、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を掲げています。

エネルギー政策を進める上では、安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上(Economic Efficiency)による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図る、S+3Eを基本に、再生可能エネルギー³⁾の最大限の導入を中心としたエネルギー構造転換が重要です。

エネルギー政策の推進に際しては、「2050年カーボンニュートラル」や新たな温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと、気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組みを示すことを重要なテーマとしています。

(5) 生物多様性の保全

世界の生きもの(生物多様性⁵⁾)を守るために、各国が協力して決めた新しい国際ルールとなる、令和12(2030)年までの世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。

新たな世界目標の達成に向けて、国は「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、令和12(2030)年のネイチャーポジティブ⁸⁾(自然再興)の実現を目指し、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を保護・保全する「30by30(サーティーバイサーティー)」を目標の1つとしています。

30by30の達成には、保護地域の拡張とともに、企業有林や里地里山等の、保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所(OECM)による役割も重視されており、民間の取組み等によって生物多様性の保全が図られている里地里山、企業緑地、社寺林などの区域を自然共生サイトとして認知する制度の構築等を進めています。

また、世界経済フォーラム(WEF)の「The Future of Nature and Business(2020)」によると、世界のGDPの半分に相当する約44兆ドルが自然資本に直接依存しているとされています。自然資本が過度に損なわれれば、人類の存続・生活や社会経済活動の基盤を失うおそれがあります。そのため、環境負荷の総量を抑え、自然資本がこれ以上損なわれることを防止するとともに、気候変動・生物多様性・汚染といった危機を回避し、良好な環境を創出して持続可能な形で利用していくことが重要です。こうした取組みは最終的に「ウェルビーイング／高い生活の質」につながるとされており、生物多様性の重要性が示されています。

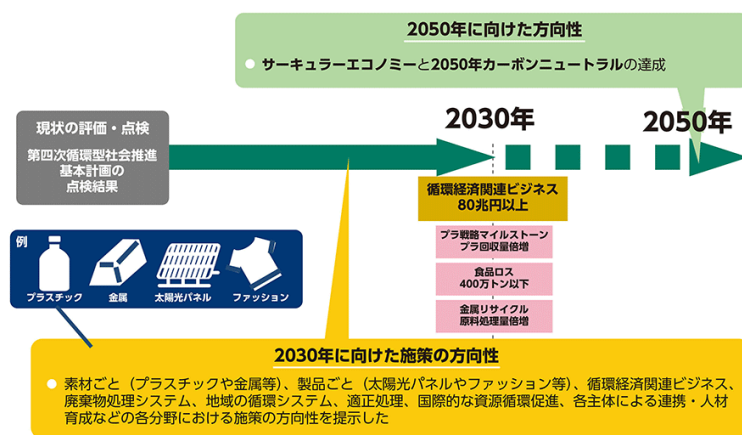
(6)循環型社会の形成

天然資源の消費を抑え、環境への負荷を減らす「循環型社会⁶⁾」の形成をより一層推進していくため、国は「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を推進してきました。

令和元(2018)年には、国や地方公共団体、企業、消費者が協力し、食品の廃棄物を減らすことを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行しました。

さらに、令和4(2022)年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体であらゆる主体の資源循環の取組みを促進しました。

また、温室効果ガス排出量削減にも資する3R+Renewable(廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用+バイオマス化・再生材利用等)を推進し循環経済(サーキュラーエコノミー⁹⁾)への移行を加速するための「循環経済工程表」を取りまとめ、取組みを促進しています。



出典：令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

図5 循環経済工程表

2.3 福島県の実践

福島県は、「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれる ふくしまを共に創り、つなぐ」を基本目標に掲げ、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生、人口減少対策（＝地方創生）、横断的に対応すべき課題といった福島県における現状と課題に対して、「多様性に寛容で差別のない共に助け合う地域社会（県）づくり」、「変化や危機にしなやかで強靱な地域社会（県）づくり」及び「魅力を見いだし育み伸ばす地域社会（県）づくり」の県づくりの理念のもとに、政策分野別の主要施策を示しています。

また、「福島県 2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、2050 年までに脱炭素社会¹⁾の実現を目指すこととしました。

福島県における環境回復や美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現に向けた取り組みの進展等を踏まえ、令和3(2021)年12月に「第5次福島県環境基本計画」を策定しました。

2.4 浪江町での実践

町は、「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」を復興の理念に掲げ、将来にわたり町内に居住する皆様が安心して豊かな生活を送れるとともに、訪れる人が住んでみたいと思える、魅力あふれるまちづくりを目指しています。

また、令和2(2020)年3月、「ゼロカーボンシティ(2050年二酸化炭素排出実質ゼロ)」を宣言、令和6(2024)年には令和17(2035)年度までに町全体のカーボンニュートラルを目指す「なみえエネルギーチャレンジ2035」を策定し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策、水素エネルギーの活用などを推進しています。

震災以降、町はいま大きく復興への歩みを進めています。その中で町の環境に大きく関わる取り組みを紹介します。

(1) 福島国際研究教育機構(F-REI)

福島国際研究教育機構(F-REI)は、「福島復興再生特別措置法」という法律に基づいて、令和5(2023)年4月に国が設立した特別な法人で、福島県をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となることを目指して誕生しました。

F-REI では、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5つの分野の研究をしています。

①ロボット分野では、人が立ち入れない場所でも自律的・機動的に動作できるロボットや、水素を活用したクリーンで高性能なドローンなどの開発を目指しており、②農林水産業分野では、ロボットによるスマート農業³⁵⁾をはじめ、木質バイオマスのエネルギーや新素材としての活用などを目指しています。③エネルギー分野では、再生可能エネルギーを中心に、水素エネルギーの利活用の研究、植物や海

藻類を活かした二酸化炭素の吸収・固定、水素社会に向けたスマートコミュニティの実現を目指しています。④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用分野においては、福島県の複合災害からの創造的復興につながる研究基盤として捉え、その利活用について検討し、医療のみならず農業や工業にも展開して、新たな技術の開発などに取組みます。⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の分野においては、今後の災害への対策のためのデータの集積とともに、知見を伝承することで新たな地域創成に資する自然科学と社会科学の研究の基盤とすることを目指しています。

このように、F-REI は、環境分野における数多くの研究をしており、F-REI との連携による取組みを強化することで、持続可能な地域づくりを進めます。



出典：F-REI 福島国際研究教育機構ホームページ

図6 F-REI の5つの研究分野について

(2)福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)

福島水素エネルギー研究フィールド(Fukushima Hydrogen Energy Research Field(FH2R))は、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)による再生可能エネルギーを利用した世界最大級となる10MWの水素製造装置を備えた施設です。

再生可能エネルギーなどから毎時1,200Nm³(定格運転時)の水素を製造する能力を持ち、電力系統に対する需給調整を行うことで、出力変動の大きい再生可能エネルギーの電力を最大限利用するとともに、クリーンで低コストな水素製造技術の確立を目指す施設です。

また、製造された水素は、定置型燃料電池¹⁰⁾向けの発電用途、燃料電池自動車¹¹⁾や燃料電池バス向けのモビリティ用途などに使用されています。



出典：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構ホームページ

図 7 福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)

道の駅なみえ

令和2(2020)年8月に開業した道の駅なみえは、町の復興のシンボルとしての使命を持って誕生しました。

太陽光発電のほか、FH2R で製造された水素を用いて発電を行い、再生可能エネルギーを活用しながら、スマートコミュニティの実現を目指しています。



出典：道の駅なみえホームページ

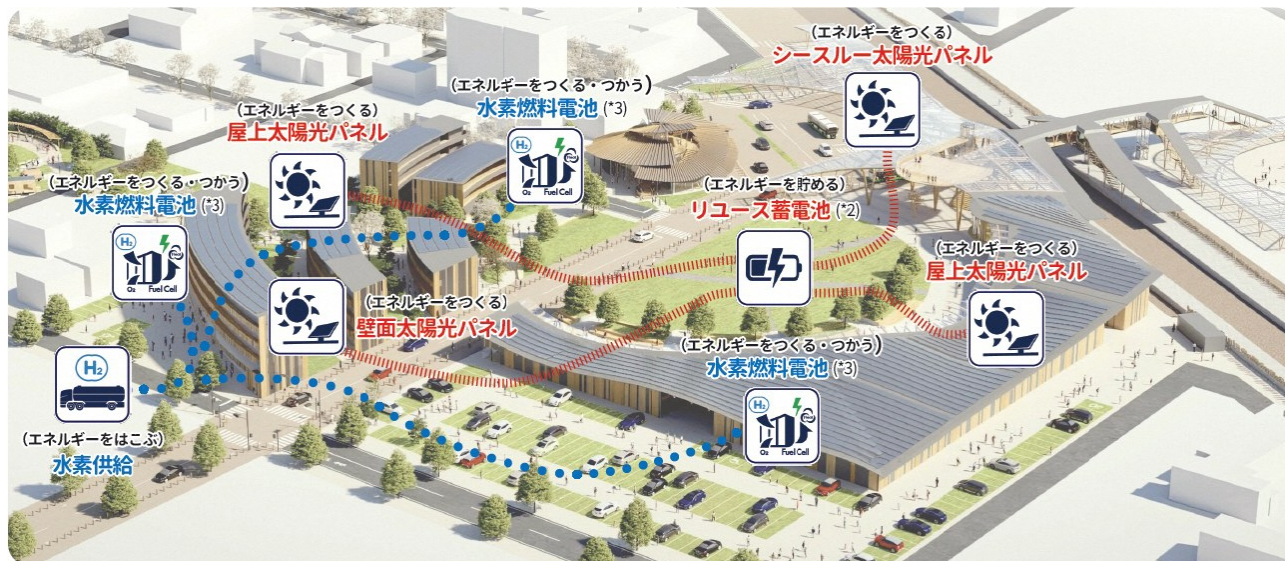
(3) 浪江駅周辺整備

浪江駅を中心とした浪江駅周辺整備事業において、木材や水素、再生可能エネルギーを環境と調和させ、浪江町に根差したライフスタイルとして世界に発信できる、未来のまちづくりを進めています。

建物の外装と内装の両方に木材を利用し、環境負荷の低減に貢献します。

また、建物には、福島県産木材を最大限活用した内外装により、資源の地産地消¹²⁾を実現します。

さらに、FH2R で製造された水素の活用や周辺環境と調和するようデザインされた太陽光発電パネルを用いて、駅前エリアにおける RE100¹³⁾のライフスタイルを実現していきます。



出典：浪江町 浪江駅周辺グランドデザイン基本計画

図 8 駅前エリアにおける RE100 のライフスタイルイメージ

(4) 海岸防災林

東日本大震災の津波被害を受け、命を守る海岸防災林の整備を福島県と協力して進めています。

過去の事例や震災後の検証結果から海岸防災林には、津波の波力を減衰して流速やエネルギーを低下させ、その破壊力を弱める効果があったとされています。

また、林帯が残った海岸防災林では、漂流物を捕捉し林帯の背後に位置する住宅地への被害を軽減させたという事例も報告されています。

災害に強いまちづくりとして、海岸防災林の維持管理を進めていきます。

(5) 福島県復興祈念公園

国、福島県、双葉町との連携のもと、東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により甚大なる被害を受けた双葉郡浪江町両竹地区、中浜地区及び双葉町中野地区、両竹地区、において復興祈念公園を整備しています。

復興祈念公園は、被害を受けて犠牲となった全ての生命(いのち)に対する追悼と鎮魂の場として整備しています。また、津波や原子力災害等震災の記憶と教訓を後世に伝承するとともに、ふるさとを離れた地域の人々をつなぐ心の拠り所となるものです。



出典：国土交通省 東北地方整備局 東北国営公園事務所ホームページ

図 9 福島県復興祈念公園

第 3 章

浪江町の環境

第3章 浪江町の環境

3.1 自然特性

(1)位置

町は、福島県の最東端、浜通りの中央部、双葉郡の北部に位置し、東は太平洋に面しています。

主要都市との距離では、福島市までは約70km、郡山市まで約75km、いわき市まで約60km、仙台市まで約95km、東京まで約260kmとなっています。

町を縦断する幹線として、町の東部を常磐自動車道、JR 常磐線、国道6号が首都圏と仙台方面を結んでいます。

町を横断する幹線として、浜通りと中通りをつなぐ国道114号は、幾世橋の市街地の国道6号から分岐し、請戸川に沿って西に向かい、川俣町を経由して福島市に至ります。国道114号は一部狭隘な単線区間があり、現在改良が進められています。さらに、国道114号沿線の室原に常磐自動車道浪江ICが設置されるなど、主要高速道路へのアクセスが強化されています。

また、国道6号を補完する道路として、町の西部に県道34号相馬浪江線、県道35号いわき浪江線、東部に県道391号広野小高線が縦断しています。県道391号広野小高線は改良工事が進んでおり、沿線に整備されている棚塩産業団地や「福島県復興祈念公園」へのアクセス向上が期待されています。



図10 町の位置

(2) 地形

阿武隈高地に水源を持ち、北部には請戸川、南部には高瀬川が流れています。幾世橋で合流して太平洋に注ぎ、海、山、川と変化に富む地形条件となっています。

西部には、阿武隈高地があり、双葉郡・田村郡・安達郡の境界をなす日山(約1,058m)、白馬石山(約821m)、高太石山(約863m)が連なっています。

中央部には手倉山(約631m)があり、東部は中心市街地を含み、比較的平らな土地が広がっています。

阿武隈高地の日山地区と高瀬川地区は、阿武隈高原中部県立自然公園に指定されています。

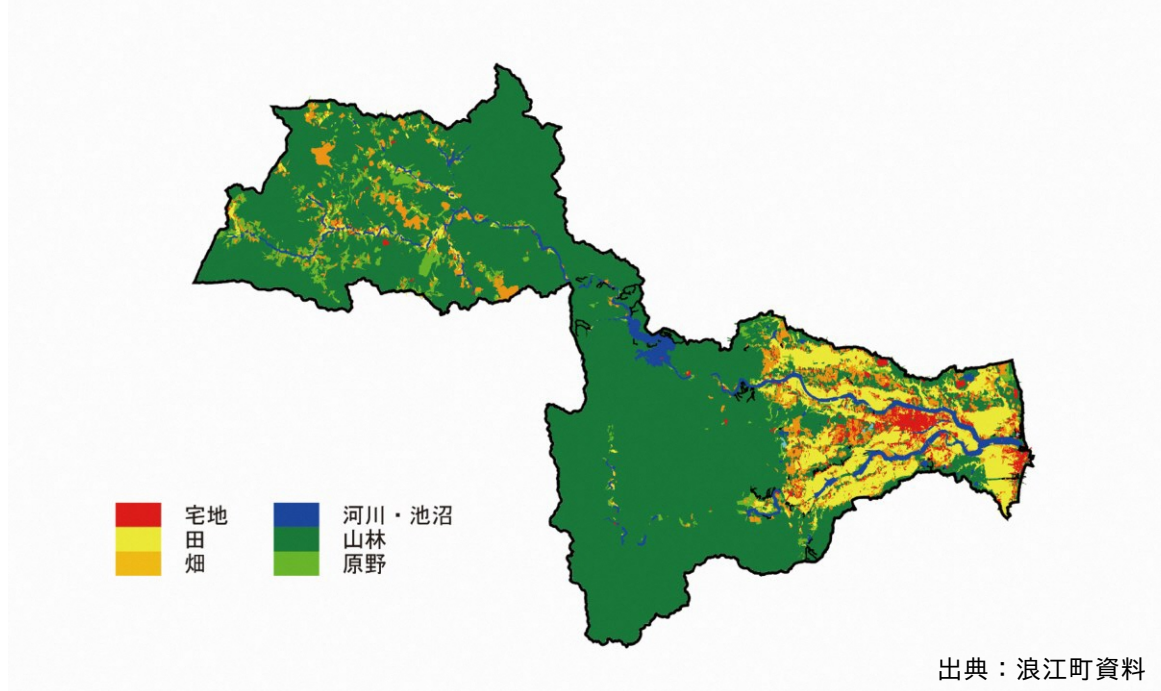


図 11 町の地形

(3) 気象

町における昭和52(1977)年から令和6(2024)年の年平均気温のデータによると、年平均気温は上昇しています。令和5(2023)年は最も高い15.0℃を記録しました。

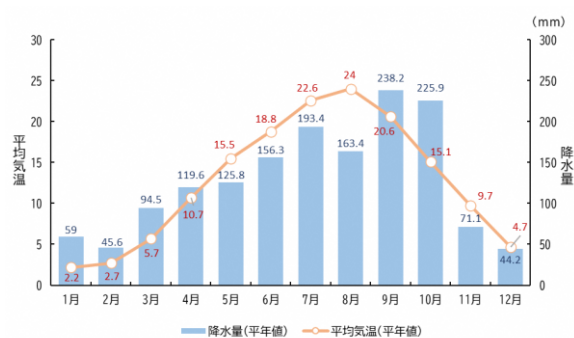
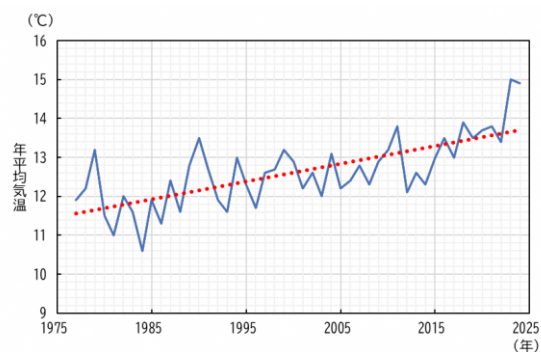


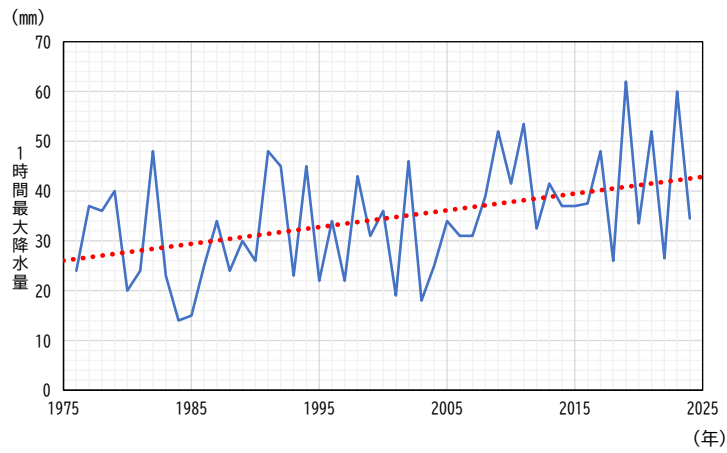
図 12 町の月間の平均気温及び降水量の変化



出典：気象庁ホームページ 過去の気象データ(浪江町)

図 13 町の年平均気温の変化

町における昭和51(1976)年から令和6(2024)年の年ごとの1時間最大降水量のデータによると、1時間に降る雨の量の最大値が長期的に増加の傾向を示しています。



出典: 気象庁ホームページ 過去の気象データ(浪江町)

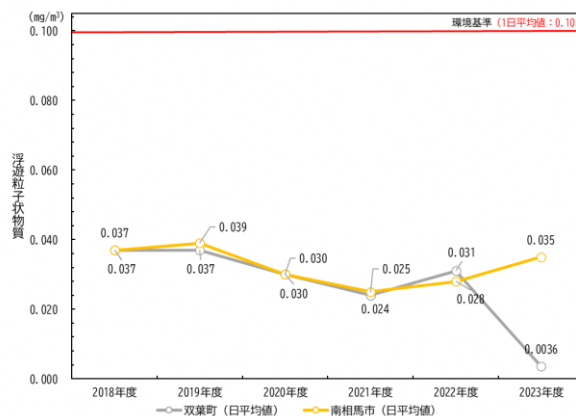
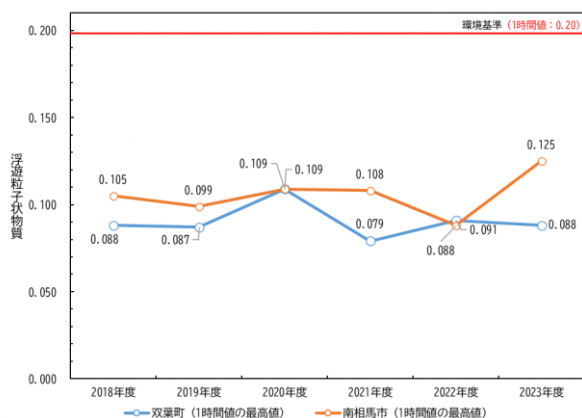
図 14 町の年ごとの1時間最大降水量

3.2 生活環境

(1) 空気のきれいさ

浮遊粒子状物質は、環境基準値を下回っていました。光化学オキシダント¹⁴⁾は、全国の他都市と同様に、環境基準値を上回っています。

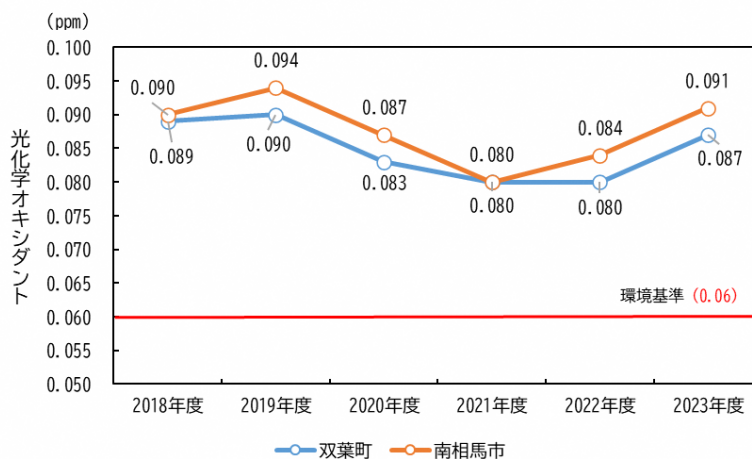
なお、大気の常時観測局は町内にはないため、周辺で観測が行われている双葉町と南相馬市の測定結果を示します。



出典：福島県 大気汚染測定結果

図 15 浮遊粒子状物質測定結果(1 時間値の最高値)

図 16 浮遊粒子状物質測定結果(日平均値)



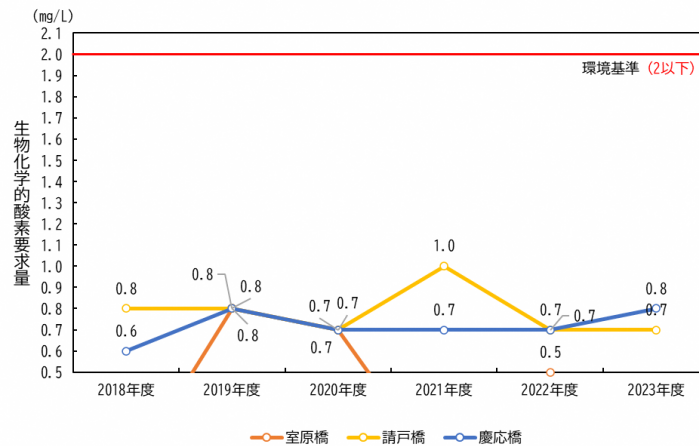
出典：福島県 大気汚染測定結果

図 17 光化学オキシダント測定結果

(2)水のきれいさ

町では、請戸川の室原橋と請戸橋、高瀬川の慶応橋の3地点で河川の水質調査を実施しています。

令和5(2023)年の水質調査では、水のきれいさを示す指標になる生物化学的酸素要求量(BOD¹⁵)の値は、3地点ともに環境基準値を下回っています。



出典：福島県 公共用水域・地下水の水質測定結果

図 18 河川水質調査結果

(3)植物や生きもののようす

山間部にはコナラなどの落葉広葉樹、アカマツなどの常緑針葉樹が広くみられ、請戸川、高瀬川の川沿いにはヨシなどの群落がみられます。

町には多様な植生や海・山・川といった地形を基盤として、様々な動植物が生息しています。

ニホンザル、ニホンカモシカなどの哺乳類、ノスリ、ヨタカなどの鳥類、そして請戸川やその溪流にはイワナ、ヤマメ、エゾウグイ等、河口域にはウナギ、カワヤツメ等の海と川の両方を行き来する魚類が生息しており、生物多様性⁵⁾の観点から重要度の高い海域(沿岸域)に指定されています。

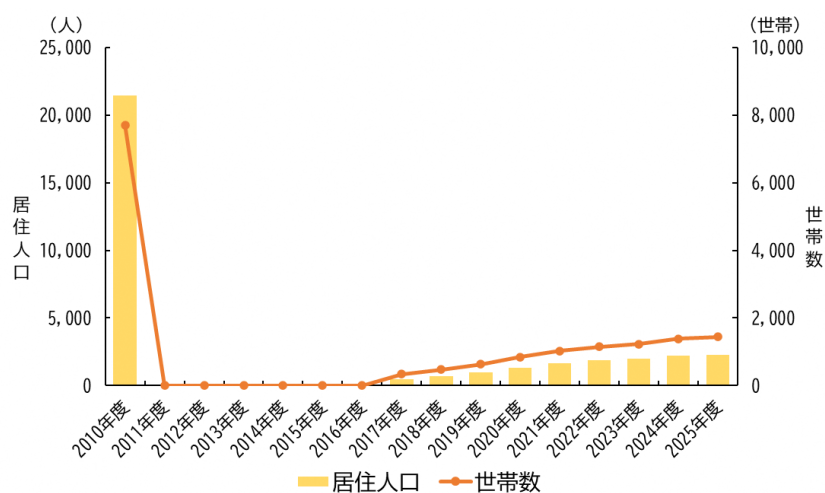
山間部に位置する旧津島村梶平付近には、「津島マツ」と称されるアカマツが生育しています。津島マツはアカマツの地域品種であり、梶平国有林内には林木遺伝資源保存林(3.43ha)があり保護されています。

3.3 社会特性

(1) 居住人口と世帯数

東京電力株式会社(平成28(2016)年4月より東京電力ホールディングス株式会社)の原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)により、平成29(2017)年3月31日の一部地域での避難指示解除まで全町避難を余儀なくされました。

令和7(2025)年3月31日時点で2,291人、1,444世帯が町内に居住しており、増加傾向が見られます。

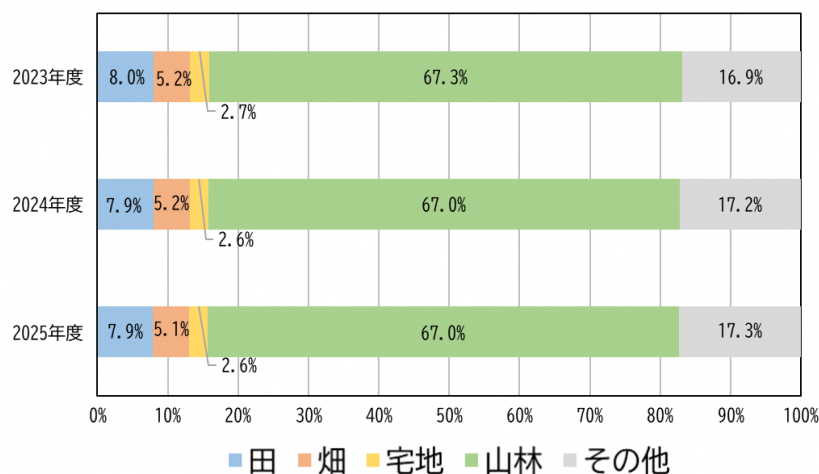


出典：浪江町資料（浪江町町内居住者数）

図 19 町の居住人口と世帯数の推移

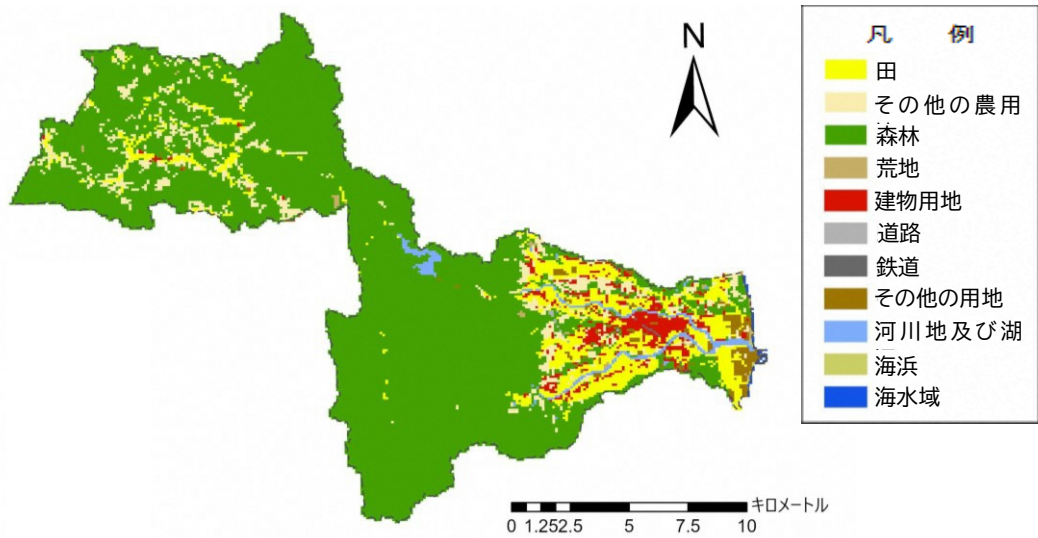
(2) 土地の使いみち

令和7(2025)年度における土地利用の状況は、田が7.9%、畑が5.1%、宅地が2.6%、山林が67.0%、その他17.3%となっています。



出典：総務省 固定資産の価格等の概要調書

図 20 土地利用区分の推移



出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュ 2021

図21 土地利用

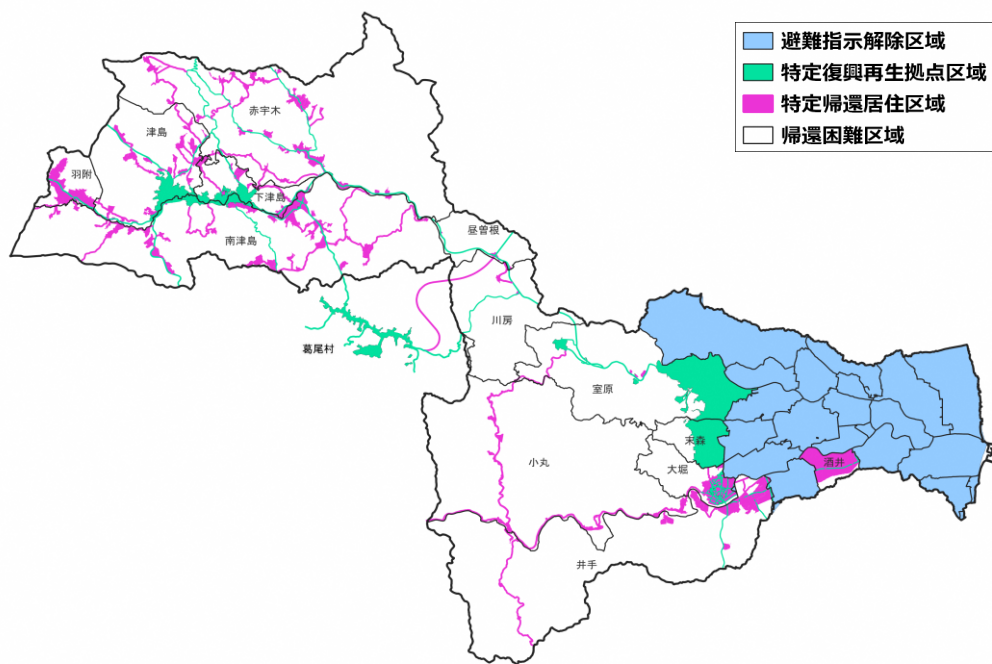
(3)避難指示区域の設定と国による除染の実施

町は原発事故後、全町避難を余儀なくされ、平成25(2013)年4月1日には「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の3つの区域に指定され、放射能汚染対策として、国による除染が開始されました。

平成23(2011)年12月以降除染モデル実証事業や、警察署・消防署等の拠点施設等の先行除染を経て、平成25(2013)年より本格除染が避難指示解除準備区域・居住制限区域で実施されました。平成29(2017)年3月31日にはこの2つの区域は除染がおおむね完了したこと等から、避難指示が解除となりました。

残る帰還困難区域のうち、平成29(2017)年12月22日に「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」として国より認定を受けた町の特定復興再生拠点区域は、平成30(2018)年5月から除染が開始され令和5(2023)3月31日に除染が概ね完了したこと等から避難指示が解除となりました。

現在は、令和5(2023)年12月22日に「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」で国より認定を受けた箇所について除染を進めているところですが、当初区域指定された帰還困難区域は町の8割を占めており、その9割を占める森林の除染は実施することとはされておらず、自然環境を含む様々な面で影響が考えられることから、町は、国に対して国有林等を含めた一体的な森林管理について早期に方針を示すことを求めています。

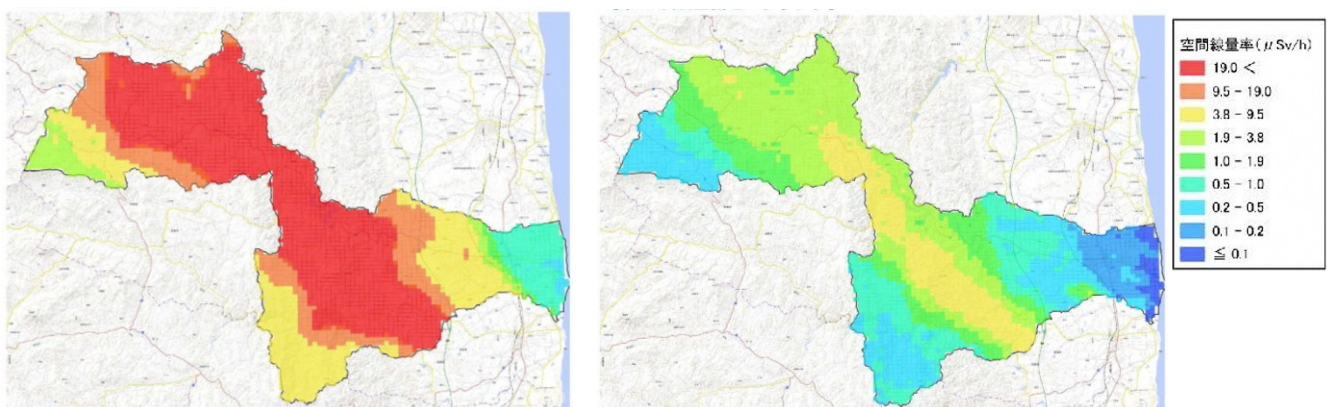


出典：浪江町資料

図 22 帰還困難区域等の状況(令和 7(2025)年 3 月現在)

(4)放射線量

除染の実施や自然減衰もあり、町内における放射線量は、原発事故の直後からは大きく減少しています。



モニタリング期間：平成 23 (2011) 年 4 月 6 日～29 日 モニタリング期間：令和 6 (2024) 年 5 月 10 日～12 月

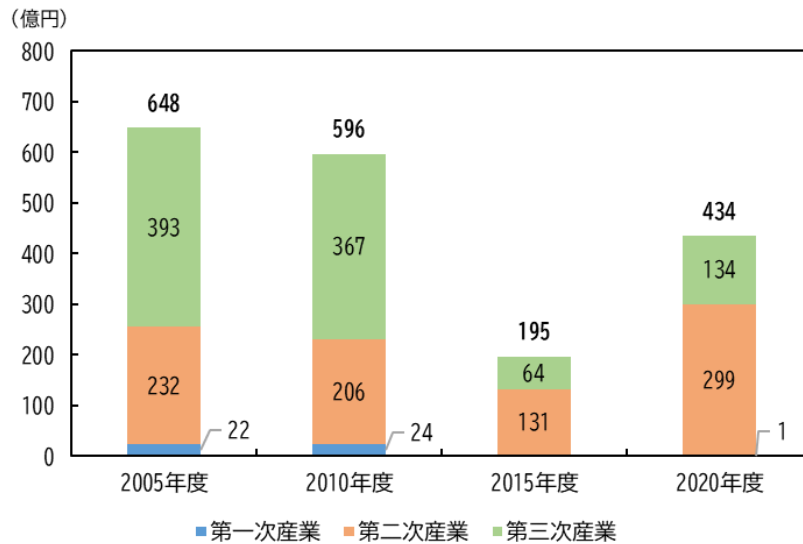
出典：原子力規制委員会

図 23 空間線量率マップ

(5)産業

令和2(2020)年度の総生産額は、434億円であり、原発事故前の平成22(2010)年度の総生産額596億円の約7割にあたります。

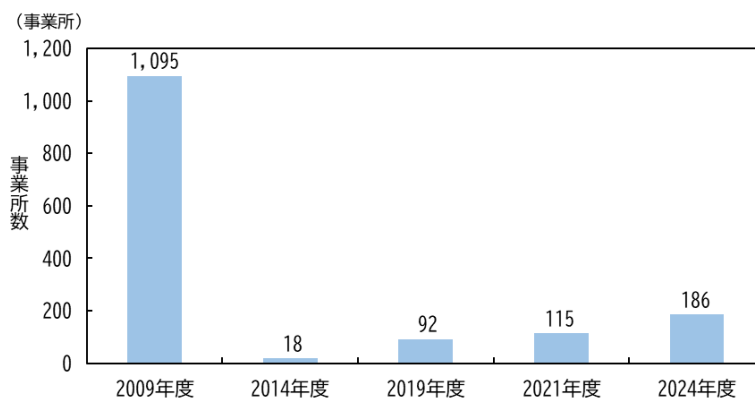
第二次産業は、原発事故前よりも多くなっており、なかでも建設業が大きく増加しています。東日本大震災からの復興と地域再生に向けた取組みが建設業の活性化に起因しています。



出典：福島県 福島県統計年鑑

図 24 町内総生産額の推移

事業所数、従業者数は、原発事故における避難指示の一部解除以降、回復しつつありますが、令和6(2024)年の事業所数は平成21(2009)年の2割にとどまります。



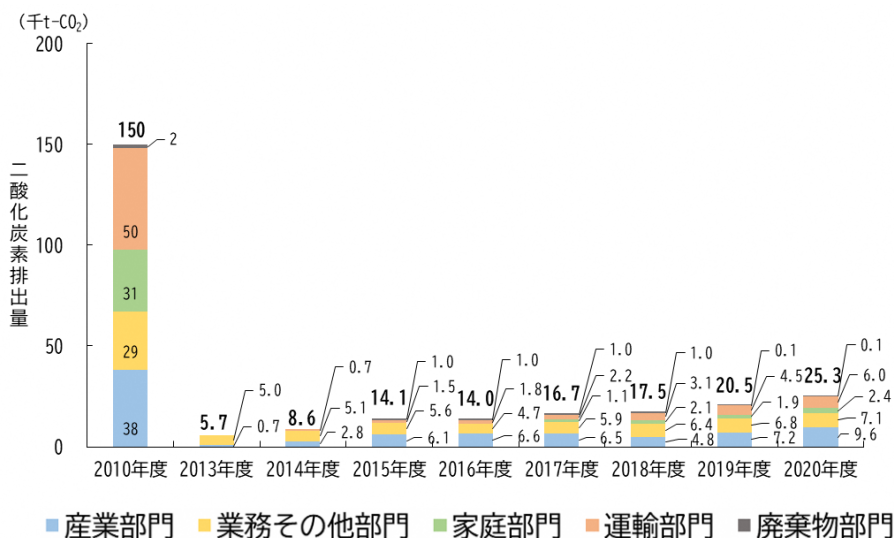
出典：経済センサスほか

図 25 事業所数及び従業者数の推移

(6) 温室効果ガスの排出量

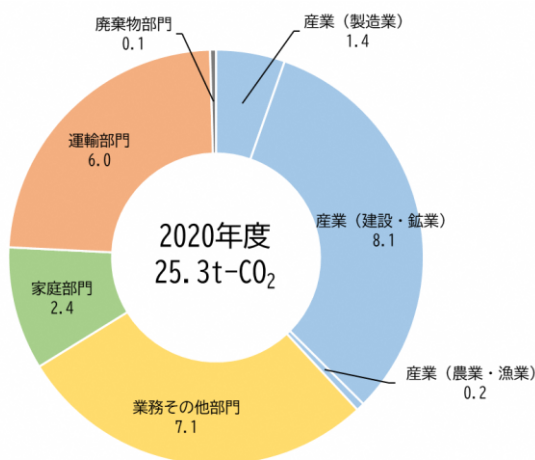
温室効果ガスの排出量は、令和2(2020)年度は25.3千t-CO₂となっています。

平成29(2017)年に町内の一部地域で避難指示が解除され、その後は居住人口の増加や町内での新たな事業の開始に伴い、温室効果ガスの排出量は年々増加する傾向にあります。



出典：浪江町地球温暖化対策総合計画（2023年）

図 26 温室効果ガス排出量



出典：浪江町地球温暖化対策総合計画（2023年）

図 27 2020年度温室効果ガス排出量内訳

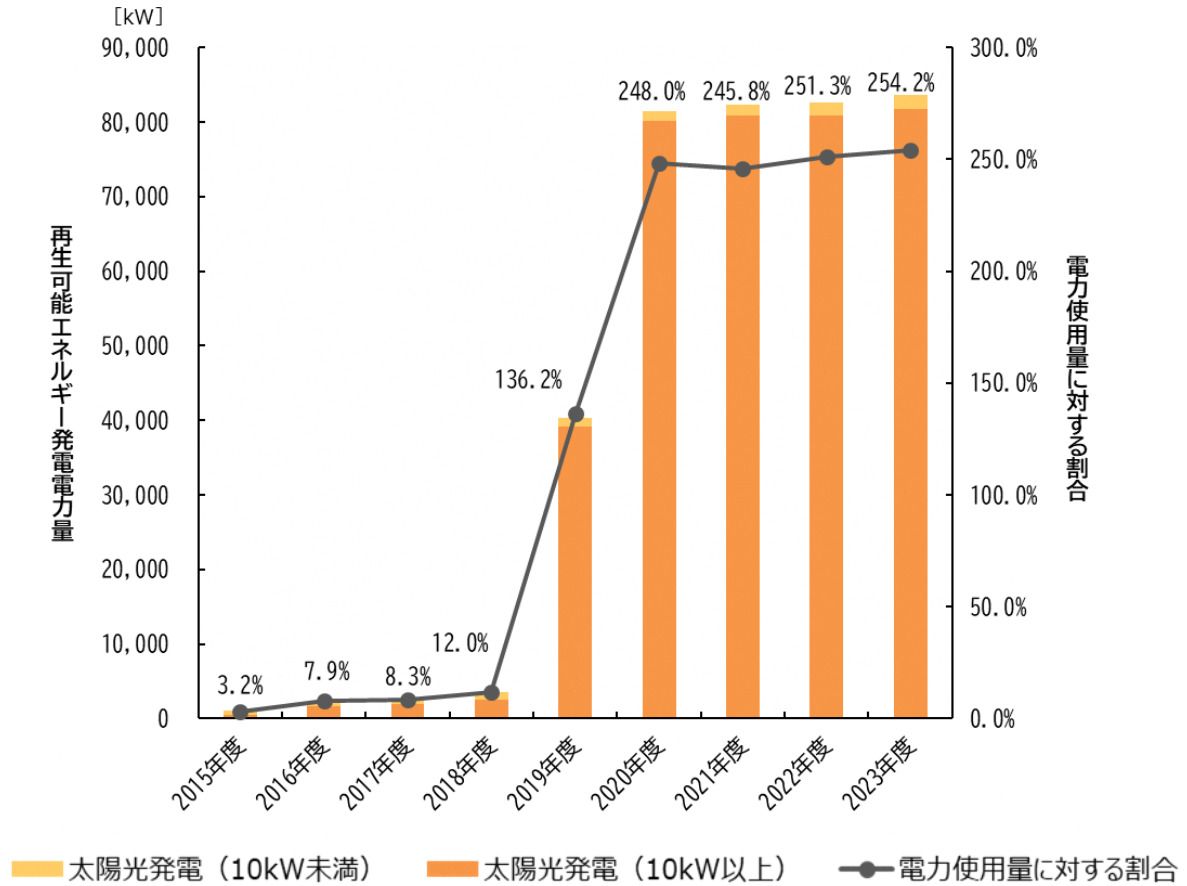
(7) 林野及び森林の CO₂ 吸収量

町の総面積223.14km²に対して林野の面積は160.43km²で、林野率は71.9%となっています。令和2(2020)年度時点の森林による吸収量は29.6千t-CO₂となっています。

出典：農林業センサス（2020年）
浪江町地球温暖化対策総合計画（2023年）

(8)再生可能エネルギーの導入状況

平成28(2016)年に資源エネルギー庁を中心として策定した「福島新エネ社会構想」等により、令和元(2019)年度以降に再生可能エネルギー³⁾の導入拡大が加速しました。



注1：再生可能エネルギーによる発電電力量については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」（平成23年法律第108号）に基づくFIT・FIP制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量です。そのため、自家消費のみで売電していない設備、FIT・FIP制度への移行認定を受けていない設備等は含まれません。

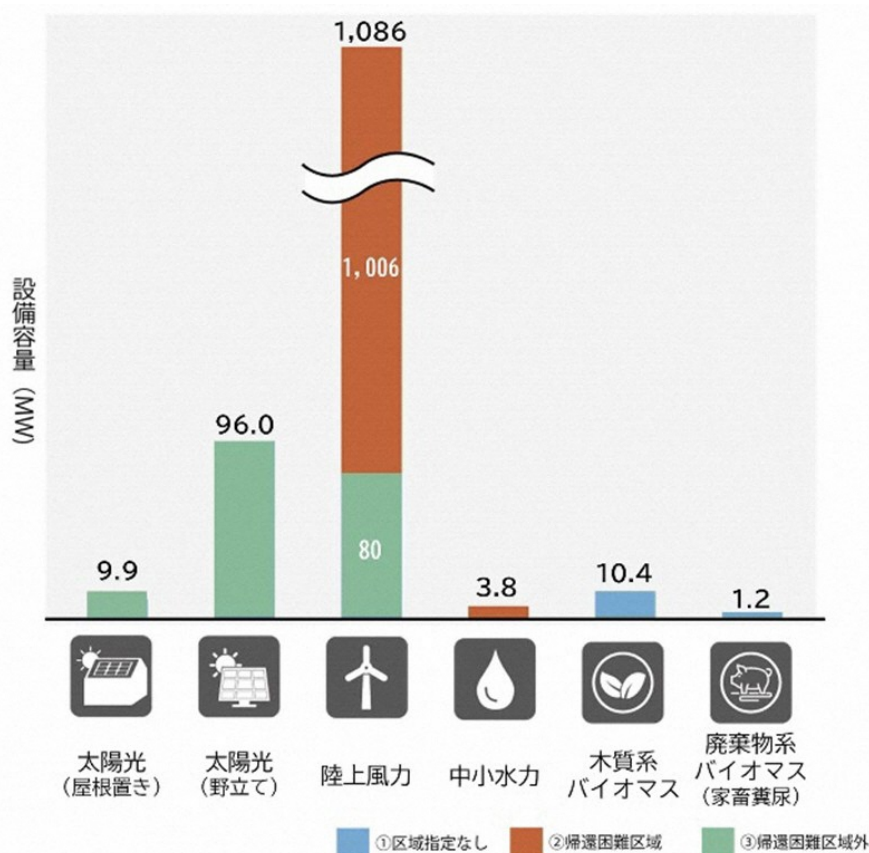
注2：電力使用量については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の標準的手法を参考に、総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計の部門別の電気使用量を各部門の活動量で按分して推計した値です。

出典：環境省ホームページ REPOS

図28 再生可能エネルギーの導入状況

(9)再生可能エネルギーのポテンシャル

町の再生可能エネルギーのポテンシャルとして最も多いのは陸上風力ですが、大半が内陸の帰還困難区域に集中しています。次いで多いのは太陽光発電です。



注1：太陽光発電については、帰還困難区域の土地利用が森林かつ山間の複雑地形であり、自然環境との調和、面的開発を行う際の森林伐採費用・造成費用等が大きくなること、山間では日射時間が短くなることを理由に今後も慎重な議論が必要であることから、帰還困難区域外のみをポテンシャルの推計対象としています。

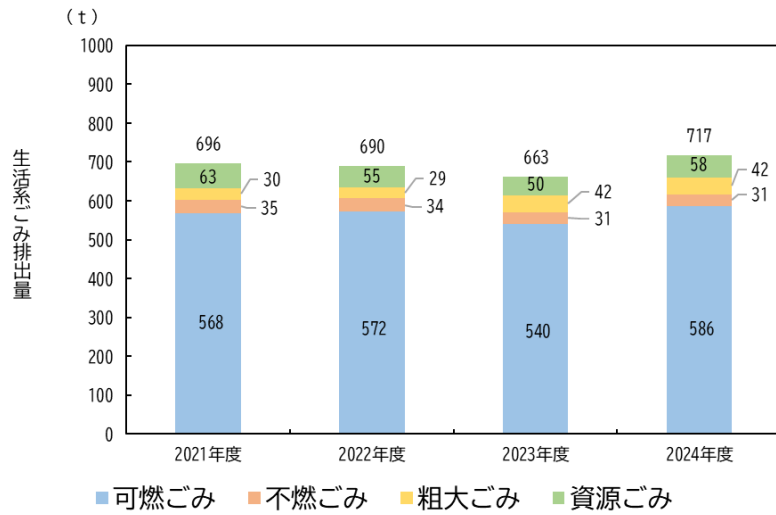
注2：バイオマス発電については、エネルギーの原料の分布だけでなく、輸送システムの整備、安定供給の担保といった複合的な要素がポテンシャルに影響するほか、公開されている統計資料を基に推計した結果となるため、帰還困難区域内外の区分を無しとしています。

出典：浪江町地球温暖化対策総合計画（2023年）

図 29 再生可能エネルギーのポテンシャル

(10)ごみ

生活系ごみの排出量は、令和3(2021)年度は696t ですが、人口の増加により、令和6(2024)年度は717t となっています。



出典：双葉地方広域市町村圏組合 一般廃棄物処理基本計画

図 30 ごみ排出量の推移

3.4 環境に関する住民の意識

(1) 意識調査の概要

本計画の策定にあたり、広く住民の環境に対する考えや意見を伺い、環境施策を検討する際の資料として活用することを目的として、令和6(2024)年度に実施しました。

調査対象は、以下の小学校、中学校及び町内在住の住民を対象としました。

- ・なみえ創成小学校 4年生、5年生、6年生の児童
- ・なみえ創成中学校 1年生、2年生、3年生の生徒
- ・町内在住の16歳以上の住民(町内在住者:700名、町外避難者300名)

表3 アンケート調査実施状況

区分	配布数	回収数	回収率
小学生	23	23	100%
中学生	21	21	100%
住民 (町内在住者)	698 (2通宛名不明)	219 (内 Web 回答 27)	31.4%
住民 (町外避難者)	300	100 (内 Web 回答 23)	33.3%
住民 (合計)	998 (2通宛名不明)	319 (内 Web 回答 50)	32.0%

※ 次ページ以降の各項目は、浪江町環境基本計画アンケート調査結果より抜粋(令和6(2024)年12月)

(2)意識調査結果

①「脱炭素社会¹⁾」をつくるための取組みに必要なことは

「再生可能エネルギーの利用を進める取組み」、「リサイクル³⁸⁾や再利用などを活用した、循環型の経済を進める取組み」、「省エネ技術を取り入れることなどにより、エネルギー消費を減らす取組み」が上位にあげられました。

再生可能エネルギーの利用やリサイクル、省エネルギーの重要性が認識され、脱炭素社会に向けた基本的な考え方が広く浸透していることが伺えます。

このような関心を取組みにつなげていくため、具体的な再生可能エネルギーの導入方法や導入の課題、コストなどについての情報提供や普及啓発が必要です。

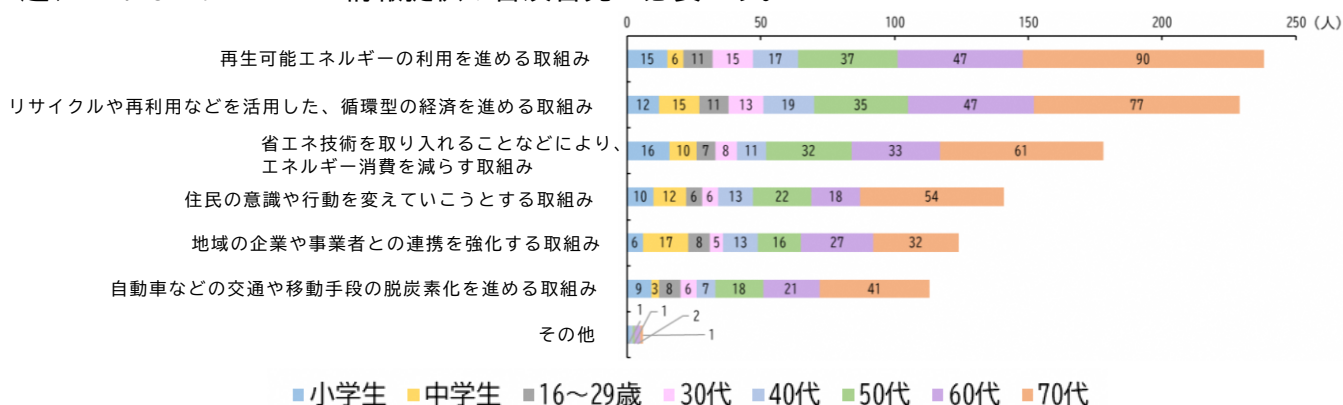


図31 脱炭素社会をつくるための取組みに必要なこと

②「自然共生社会」をつくるための取組みに必要なことは

「地域にある資源を活用する」、「省エネルギーの推進や再生可能エネルギーを利用する」、「地域の自然環境を守る活動に参加する」が上位にあげられました。

外部からの資源に頼るのではなく、地域資源の積極的な活用に対する意識が高く、地域循環型の社会づくりの基盤が、住民の意識の中に着実に形成されつつあることが明らかになりました。

このような関心を取組みにつなげていくための支援、仕組みづくり、情報提供により、実際の行動へとつなげ、継続的な取組みの実施が必要になります。

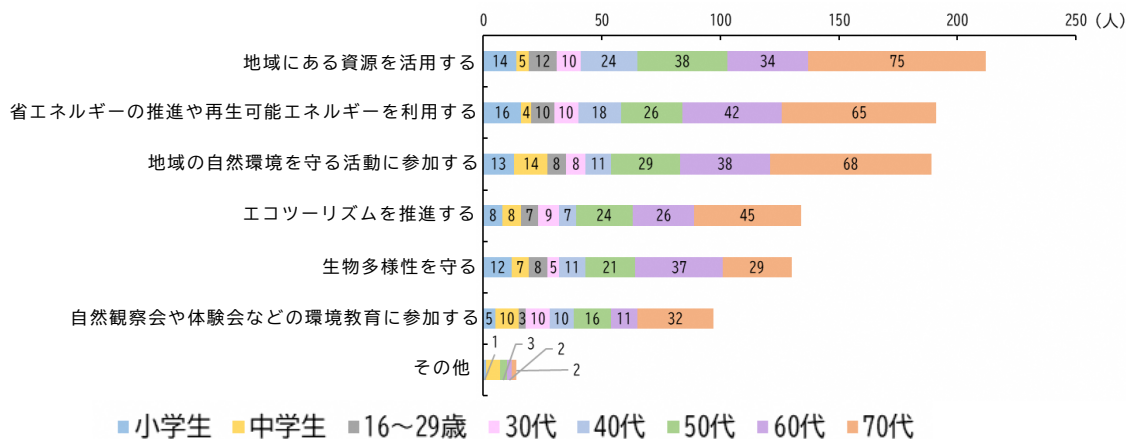


図32 自然共生社会をつくるための取組みに必要なこと

③「循環型の社会」をつくるための取組みに必要なことは

「廃棄物の削減や減量化の取組み」、「地域でのリサイクルや再利用の仕組みづくり」が上位にあげられました。

循環型の社会をつくるためには、6R¹⁷⁾が重要な取組みとなっています。ごみの減量に向けた取組みの実施や分別の徹底、リサイクル可能な古紙類は、町内リサイクルハウスの活用を推進するなど施策の取組みが必要です。

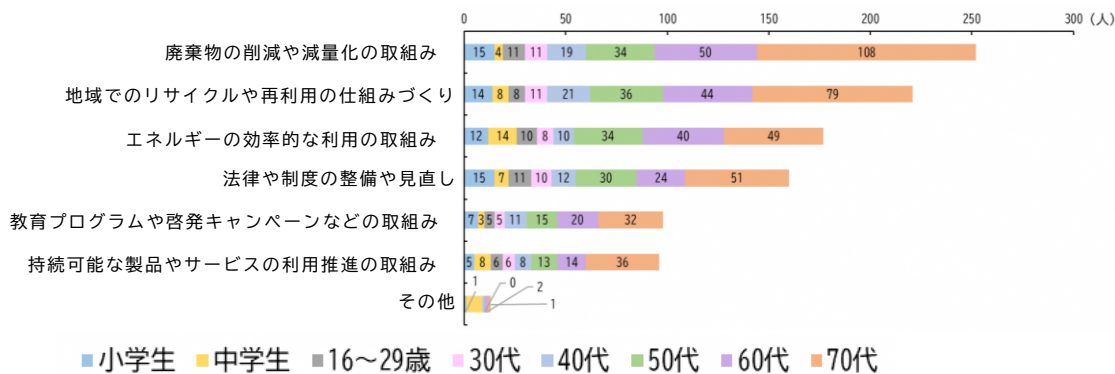


図33 循環型の社会をつくるための取組みに必要なこと

リサイクルハウス

古紙類は、町内のリサイクルハウスへ!!

それぞれ種類ごとにまとめて紐で縛り、リサイクルハウス内に搬入してください。

24時間365日利用可能です。回収は随時行っています。



リサイクルハウスに出せるものは、

古紙類だけです

※古紙類：新聞紙、雑誌類、段ボール等

リサイクルハウス
設置場所一覧はこちら



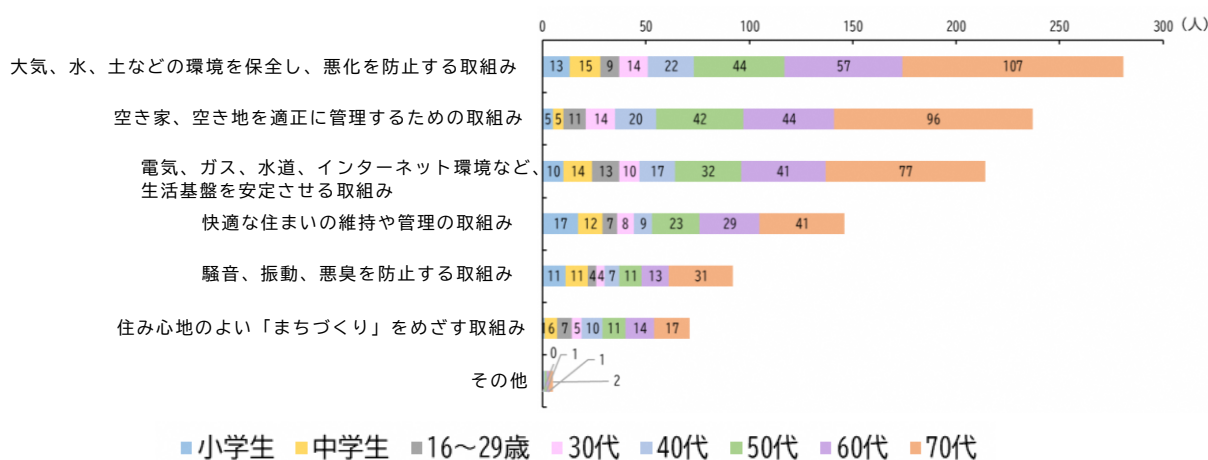
出典：浪江町ホームページ「古紙類は、町内のリサイクルハウスへ出してください。」

④「安全で快適な環境」をつくるための取組みに必要なことは

大気、水、土などの環境を保全し、悪化を防止する取組み、「空き家、空き地を適正に管理するための取組み」、「電気、ガス、水道、インターネット環境など、生活基盤を安定させる取組み」が上位にあげられました。

空き家・空き地に関しては、管理が十分に行われていないものも見受けられます。原発事故以降、町外へ避難している人も多く、管理が難しい場合があります。雑草の繁茂や家屋の老朽化による倒壊のリスク、防災・防犯面の問題など、空き家・空き地が地域環境や生活環境に与える影響が大きくなっていきます。

大気、水、土などの環境の保全の取組みとともに、空き家、空き地の適正管理に努める必要があります。

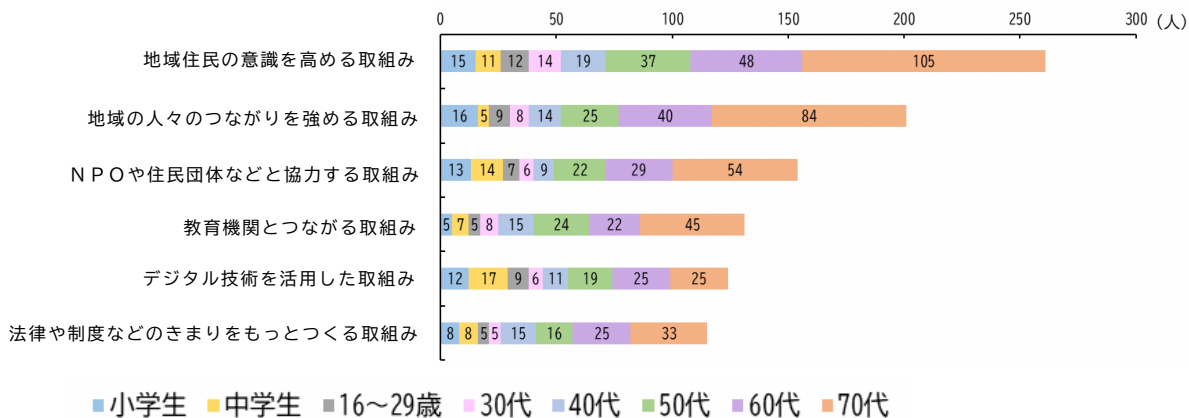


■小学生 ■中学生 ■16~29歳 ■30代 ■40代 ■50代 ■60代 ■70代
図34 安全で快適な環境をつくるための取組みに必要なこと

⑤「環境の維持や環境回復活動の取組み」に必要なことは

「地域住民の意識を高める取組み」、「地域の人々のつながりを強める取組み」、「NPO や住民団体などと協力する取組み」が上位にあげられました。

環境問題への取組みを進めるにあたり、地域住民の意識向上が重要です。また、意識を高めるだけでなく、地域の人々とのつながりを強めることで、取組みの継続性や実行性がより一層高まるため、町全体が一体となつての連携による施策の推進が必要です。



■小学生 ■中学生 ■16~29歳 ■30代 ■40代 ■50代 ■60代 ■70代
図 35 環境の維持や環境回復活動の取組みに必要なこと

第4章

まちが目指す環境像と計画の体系

第4章 まちが目指す環境像と計画の体系

4.1 まちが目指す環境像



『守りたいふるさと 育てたい未来 未来へ続くなみえまち』

本計画に先立ち令和6(2024)年に実施した骨子作成においては、東日本大震災、原発事故、放射能の影響による避難指示区域の設定及び全町避難等で長期間住民の立ち入りや活動が制限されたことにより、全国の自治体とは違った環境における多様な町の課題が確認されました。

私たちがこの浪江の地を離れることを余儀なくされている間、全国的に資源の有効活用や再生可能エネルギー³⁾の普及による、原子力や化石エネルギー依存の低減等、社会経済活用や生活様式の見直しの機運がより一層高まってきたところです。

また、世界的には地球温暖化に伴う気候変動の影響により、異常気象や気温上昇、海面上昇などの様々な影響が生じています。これにより記録的な豪雨や台風の大型化等などが発生し、甚大な災害が発生しています。その対策として、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減・抑制する等の緩和策が求められています。

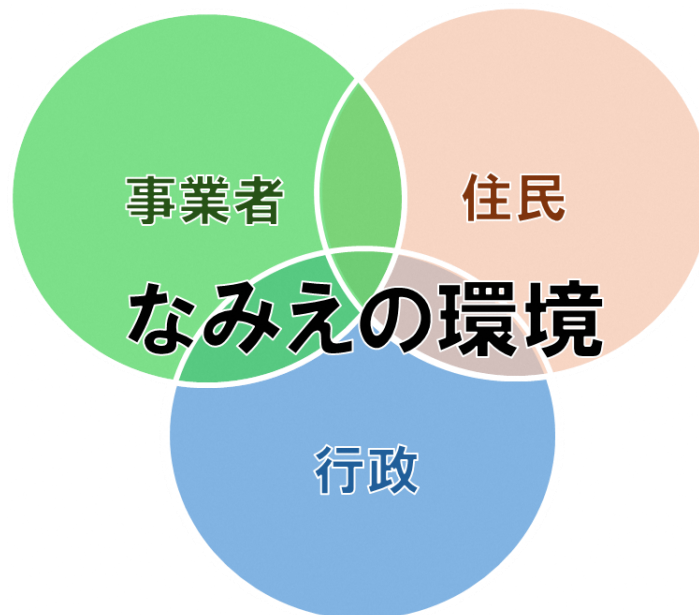
このような中、平成29(2017)年に一部地域の避難指示が解除された本町では令和元(2019)年に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和6(2024)年度に環境省から「なみえ復興まちづくりとカーボンニュートラル実現に向けた重点対策加速化事業」が採択され、脱炭素先進地域として全国に先駆けた「未来のために行動する取組み」を推進しています。

本計画では、町のかげがえのない「環境を守る取組み」と「未来のために行動する取組み」の両立を目指し、まちが目指す環境像を「守りたいふるさと 育てたい未来 未来へ続くなみえまち」と設定しました。

この環境像実現に向け住民・事業者・行政の協働で課題解決のための各施策に取り組めます。

4.2 基本方針

まちが目指す環境像を実現するために、5つの環境目標を設定します。この目標の達成に向け、住民・事業者・行政が一体となって取組みを推進します。



4.3 計画の体系

環境目標達成のため、計画の体系を次のとおり定めました。

I. ゼロカーボンシティの実現	I-1.	再生可能エネルギー導入の促進と省エネルギー対策の徹底
	I-2.	水素エネルギーの実装と新たな産業の創出
	I-3.	エネルギー地産地消・地産外消の推進
	I-4.	気候変動に適應する方策の推進
	I-5.	カーボンニュートラルへの率先的な行動
II. 自然と共生するまち	II-1.	自然環境の保護・保全
	II-2.	生物多様性の保全
	II-3.	自然とのふれあいの推進
III. 持続可能な循環型社会の形成	III-1.	廃棄物の適正処理
	III-2.	適正なごみ分別の啓発と推進
	III-3.	循環型社会形成のための町民・企業行動の推進
IV. 安全で快適な暮らしのあるまち	IV-1.	放射線対策の推進
	IV-2.	帰還困難区域の再生
	IV-3.	社会基盤の整備と景観の形成
	IV-4.	不法投棄対策の推進
	IV-5.	空き家・空き地の適正な管理
V. みんなが環境を考え行動するまち	V-1.	多様な主体との連携・協働
	V-2.	環境教育・環境学習の推進
	V-3.	環境情報の共有・発信

第5章

施策の展開

第5章 施策の展開

5.1 優先すべき事項とその背景

町は平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、全町避難を余儀なくされ、同年 4 月 22 日には国は原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第一原子力発電所から 20km 圏内において例外を除いて立ち入りを禁止する「警戒区域」に、そのほか、20km圏内外で放射線量が高い地域が「計画的避難区域」に指定されました。これにより本町は町の東側が「警戒区域」に、町の西側が「計画的避難区域」となりました。

その後平成 25(2013)年 4 月 1 日には、放射線の空間線量率により「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の3つの区域に指定される区域の見直しが行われ、平成 25(2013)年 11 月には、このうち「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」で本格除染が開始され、平成 29(2017)年 3 月 31 日に、この2つの区域は除染が概ね完了したこと等から避難指示解除となりました。

残る帰還困難区域のうち、平成 29(2017)年 12 月 22 日に「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」として国により認定を受けた町の特定復興再生拠点区域は、平成 30(2018)年 5 月から除染が開始され、令和 5(2023)年 3 月 31 日に除染が概ね完了したこと等から避難指示が解除となりました。

このように徐々にではありますが、町内において制限を受けない活動フィールドが広がりを見せているところです。しかしながら、この時点では未だなお町の面積の約8割が帰還困難区域であるという全国で類を見ない特殊な状況は、環境基本計画を策定し各施策に取組もうとする町の事業実施範囲に大きな影響を与えることが考えられることから、本計画実施にあたっては、放射性物質等により大きく損なわれた町の環境回復を最優先事項として、次頁からのⅠ～Ⅴまでの施策を進めることとします。

また、平成 23(2011)年 3 月末時点の住民基本台帳人口は 21,542 人、計画策定途中の令和 7(2025)年 10 月末時点では 14,187 人、そして、住民登録をしたまま町外に避難をしている町民の方々も多く、計画の対象地域である浪江町内の居住人口が令和 7(2025)年 10 月末時点で 2,407 人(避難指示解除された直後の平成 29(2017)年 4 月末は 193 人)と今後対象者にも大幅な変動があることも想定されることから、これらを踏まえ本計画期間内において避難指示解除が行われる等、放射性物質等の環境回復の取組が進み町内の状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じ本計画の対象を広げる考えで、取組んでいくこととします。

5.2 施策の展開

I. ゼロカーボンシティの実現

避難指示解除後、居住人口の増加や町内での事業開始に伴い、温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。

今後も更なる復興の加速、町の賑わいを取り戻していきながら、暮らしを豊かにすることを目指すとともに、温室効果ガス排出量の抑制と、それに関連する再生可能エネルギー³⁾や水素、省エネルギー対策を積極的に進める必要があります。

具体的な再生可能エネルギーの導入方法や導入の課題、コストなどについての情報提供や普及啓発により、事業者や住民が導入しやすい環境をつくることも必要です。

I-1. 再生可能エネルギーの導入の促進と省エネルギー対策の徹底

町では、令和元(2019)年度に環境省が推奨する「ゼロカーボンシティ(2050年二酸化炭素排出実質ゼロ)」を宣言しました。令和6(2024)年度には環境省から「なみえ復興まちづくりとカーボンニュートラル²⁾実現に向けた重点対策加速化事業」が採択され、脱炭素先進地域として、全国に先駆けた脱炭素の取組みを推進しています。

まちの顔となる浪江駅周辺は、「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」に基づき、駅周辺に新たに整備する公共施設において、再生可能エネルギーや水素の導入を最大限取組み、全国のモデルとなるまちづくりを進めていきます。その他の公共施設においても、「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の改修や更新に合わせて建物・設備等の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利活用などにより、ZEB³⁴⁾化・脱炭素化を推進します。

また、役場本庁舎と道の駅なみえの敷地をエリアとするCEMS¹⁸⁾の運用を継続するとともに、浪江駅周辺エリアにおいてもCEMSを導入することにより、エネルギーを効率的に活用するスマートシティ¹⁹⁾の実現に取り組めます。

行政による環境アクション

- 企業の太陽光発電や蓄電池²⁰⁾の導入を支援します。
- 町内の個人住宅の太陽光発電、蓄電池及びV2H²¹⁾等の導入を支援します。
- 公共施設や新建築物、既存建物に再生可能エネルギー設備導入や高効率な機器・設備の導入を促進し、町全体のZEB化を推進します。
- 公用車のEV²²⁾化やFCV²³⁾化を図ります。
- 住民や企業のEVやFCVの取得を支援します。

I-3. エネルギー地産地消・地産外消の推進

町では、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興にあたり、原子力に依存しない、エネルギー地産地消¹²⁾のまちづくりに取り組んでいます。

町が出資する地域エネルギー会社や民間企業と連携し、地域の環境と調和した再生可能エネルギーの電源開発と町内での使用を推進し、再生可能エネルギーの地産地消に取り組めます。

電源開発にあっては、公共施設の屋根や遊休地を活用した PPA²⁵⁾等による太陽光発電の導入を進めるほか、町のエネルギーポテンシャル²⁶⁾として最も高い陸上風力の開発や、町の土地利用の大部分を占める森林を生かした木質系バイオマスの将来的な事業化について検討します。

町内でのエネルギー使用にあっては、公共施設や RE100 産業団地に進出する企業等を対象に、再生可能エネルギー100%の電気の導入や切替を段階的に進めていきます。

将来的には、地域エネルギー会社で町内の需要を上回る再生可能エネルギーの発電を行い、地域外に販売する外消へ繋げ、得られた収益を町内に還元していくことを目指します。



出典：浪江駅周辺グランドデザイン基本計画書

行政による環境アクション

- 地域エネルギー会社や民間企業と連携し、公共施設の屋根や遊休地でのPPAによる太陽光発電の導入を進めます。
- 地域エネルギー会社や民間企業と連携し、町内の再生可能エネルギーの電源開発を進めます。
- 役場本庁舎と道の駅エリアで CEMS による効率的なエネルギーの利用に取り組めます。
- 駅周辺エリアで CEMS の導入を進めます。

I-4. 気候変動に適応する方策の推進

地球温暖化による気候変動⁴⁾の影響で、気温上昇や記録的な豪雨の増加、台風の大型化の以上気象で、日本各地に甚大な災害が発生しており、今後もこの影響は拡大する恐れがあると考えられています。

これら気候変動による影響を軽減させ、または被害を防止するためには、防災への取組みが必要となっています。町では防災力向上に向けた対応を計画的に実施していきます。

行政による環境アクション

- 防災体制の整備や地域防災力向上などを推進します。
- 「浪江町災害廃棄物処理計画」に基づき、自然災害発生時の災害廃棄物の適正かつ円滑処理と、速やかな復旧・復興を進めます。
- 暑さ指数(WBGT)²⁷⁾を活用した保育施設・小中学校・高齢者施設における対策・予防の啓発を実施します。
- 風やゲリラ豪雨等、近年大型傾向にある自然災害に備え、浪江町防災ハザードマップ²⁸⁾を活用した「マイ避難シート作成」の取組みや、日ごろから防災品の備蓄の充実を図ります。



↑ 浪江町防災ハザードマップ

マイ避難シート

ある日、身近に起こり得る水害という危機に、あなたと、あなたの家族はどう行動するべきか、事前に備えておくことが大切です。

「マイ避難シート」は、一人ひとりの家族構成や、自宅や職場の水害リスクに合わせて、どのような避難行動が必要か、どのタイミングでどこへ避難するのが適切なのを事前に考え、家族で共有しておく避難計画です。

その日、慌てず安全に避難するために、ご家族で確認しながらつくってみましょう。

福島県 HP「ふくしまマイ避難シート」 : <https://fukushima-myhinan>

自分の命と、大切な人の命を守るために

ふくしま
マイ避難シート

詳細はこちら



出典：福島県ホームページ「ふくしまマイ避難シート」

I-5. カーボンニュートラルに向けた率直的な行動

町は、復興がさらに加速化し経済・社会活動が従前に戻り、エネルギー使用や温室効果ガス排出量も増加していくことが予想される中で、「自ら勝ち取るカーボンニュートラル」を目指しています。

カーボンニュートラルを実現していくためには、町、住民、事業者が一体となって進めていく必要があります。

町の活気を取り戻し、かつての賑わいを超える新たな経済循環を創出し、日本・世界を代表するエネルギー先進地として活躍する町を目指します。

行政による環境アクション

- 未来を担う子どもたちや住民向けの脱炭素・エネルギーに係る学びの機会の創出により、町全体における環境への機運醸成を図ります。

なみえ脱炭素アワード

町では、脱炭素に関する取り組み・活動を表彰することで、町内の皆様に知っていただき、実際に取組んでいただくきっかけになればと考え、令和7(2025)年3月に「なみえ脱炭素アワード」(※令和7(2025)年度から「Namie-E 脱炭素アワード」へ改称)を実施しました。

多数の応募の中から9組が「なみえ脱炭素アワード2024」の受賞者に選ばれ、特に優れた取組みとして、最優秀賞、優秀賞2組、特別賞2組が表彰されました。



詳細はこちら



出典：浪江町ホームページ「なみえ脱炭素アワード 2024 授賞式を行いました。」

住民による環境アクション

- 住宅を新築、増改築する際には、住宅の ZEH²⁹⁾化や高気密・高断熱建築を検討し、住宅の省エネルギー性能の向上を図りましょう。
- 蓄電池等による電力の有効活用を検討しましょう。
- 再生可能エネルギーの発電割合が高い電力メニューの選択を検討しましょう。
- なみえスマートモビリティ(スマモビ)³⁰⁾やデマンドタクシー¹⁶⁾などの乗合の交通サービスを利用し、自家用車の使用頻度を極力減らすなど、環境にやさしい暮らしを実現しましょう。
- 自家用車を使用する際は、エコドライブ³¹⁾を心掛けましょう。
- 自然災害に備え、「マイ避難シート」の作成や防災品の備蓄に努めましょう。

事業者による環境アクション

- クールビズ³²⁾、ウォームビズ³³⁾、エコドライブ、事業所内の空調・照明等の節電等省エネルギーに取り組みましょう。
- 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入を検討しましょう。
- 工場等の新增設の際には、ZEB 化の導入を検討しましょう。
- エコドライブの実践や電動車の購入に努めましょう。
- 自然災害に備えて、避難方法や経路の確認、防災備蓄品を整えましょう。
- 事業所での脱炭素の取組みを「Namie-E 脱炭素アワード」などで積極的に発信し、情報を共有しながら、地域全体へと広げていきましょう。

成果指標

成果指標	現状値	2030 年目標値
町から排出される 温室効果ガス排出量	43.4 千 t-CO ₂ (推計)	40 千 t-CO ₂

Ⅱ. 自然と共生するまち

浪江町は海・山・川に囲まれた自然豊かな農村地帯で、町全体がふれあいの場となるよう取組んできました。しかしながら、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災、原発事故、放射能の影響により、町内全域の農林水産業や自然環境に甚大な被害をもたらしました。国による除染や復旧・復興事業の進捗により、一部では農業、漁業は再開されたものの、失われた自然環境や生物の多様性の回復には相当な時間を要することが考えられることから、農林水産業の復興を通じ、着実に自然と共生するまちの取組みを行っていきます。

Ⅱ-1. 自然環境の保護・保全

原発事故後、避難指示区域の設定と全町避難により、町の基幹産業である農業においては、事業活動ができず、農地は保全管理もできないことから、雑草や雑木により荒廃した状態となりました。現在は国による除染等が進められており、避難指示が解除された地域から保全管理を経て営農再開となっていることから、一部では震災前の状況に戻りつつあるものの、担い手不足などの課題もあり、帰還困難区域だけでなく、避難指示解除区域でも未だ多くの農地で荒廃した状況が続いています。

また、森林は、二酸化炭素の吸収源であり、生物多様性⁵⁾の保全、土砂災害の防止、水源の涵養機能としての役割など、多様な役割を担っており、森林の再生や保全は重要な取組みです。しかし、町の森林の大部分が未除染であり、国に対して復興基本方針に記載された考えの下で、森林整備再開に向けた検討の具体化や、国有林を含めた森林管理について、早期に方針を示すことを要望しています。

町では関係機関と連携し、農業・林業・漁業等の再建を支援するなど、自然環境の保護保全の取組みを推進します。

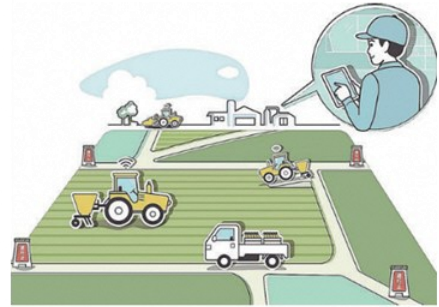
行政による環境アクション

- 農業、林業、漁業の再建を支援し、事業の再生に向けた取組みを推進します。
- 大規模畜産施設の整備の推進による循環型農業を構築し、農業再生を目指します。
- ふくしま森林再生事業等による町内の森林整備・保全を推進します。
- 里山の再生を推進します。
- 森林経営管理制度を活用した森林管理手法等について制度理解を深め、将来的な森林環境再生後の適切な森林管理方法・体制等の検討を進めます。
- 福島県と連携し海岸防災林の整備を推進します。
- 請戸川さけ放流施設による漁業振興や地域活性化に努めます。
- 持続可能な営農を目指すため、次世代の担い手の確保、各種営農等の支援事業を展開します。
- F-REI 等の研究機関と連携したスマート農業³⁵⁾等の新しい技術の活用を推進します。
- 森林整備再開に向けた検討の具体化や、国有林を含めた森林管理について、早期に方針を示すことを継続して国に要望します。
- 線量を低減する取組みのため、除染以外の方法も関係機関と研究検討します。

福島国際研究教育機構(F-REI)



農林水産業の分野における研究の一つに、スマート農業の活用があります。ロボットや人工知能(AI)などの技術を取り入れ、少ない労働力で効率よく作物を栽培するスマート農業の研究がされており、農業の担い手不足や農業を取り巻く環境の改善に期待できます。



出典:エフレイこどもサイエンス(2024.5.27 福島民報 朝刊)



出典:大阪関西万博ホームページ

福島高度集成材製造センター (FLAM)

福島イノベーション・コースト構想に基づき、福島県産木材の需要を拡大し、林業を再生することを目的とした施設です。大阪関西万博会場に設置された、巨大木製リングの大屋根の一部に、町内で加工された集成材が使用されました。

農林水産施設においても、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を推進し、ゼロカーボンシティ実現に寄与する施設運営を図っていきます。

大規模畜産施設

農業再生の施策の一つとして、大規模畜産施設を整備し、畜産業の再生・振興のみならずたい肥を活用することで、除染後農地の地力回復及び飼料作物生産による耕畜連携を図り、浪江町の農業再生を加速します。



出典:浪江町



出典:浪江町

請戸川さけ放流施設

さけふ化・放流事業の再開のため小野田地区の高瀬川沿いに、さけふ化施設等を建設しました。環境に配慮した施設管理に努め、震災前に盛んだったさけ魚の復活につなげます。

※請戸川さけ放流施設:さけふ化施設・さけふ化施設用ポンプ施設・漁具倉庫・さけ採捕施設がある

Ⅱ-2. 生物多様性の保全

国は、令和4(2022)年に策定された国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえて「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、ネイチャーポジティブ⁸⁾の実現に向けた取組みを行っています。

町では、海・山・川といった多様な地形を基盤とし、様々な動植物がみられますが、全町避難や町全域が避難指示区域となる等の影響により農地、水路・ため池、農用林等の利用が減り、里地里山など人間の働きかけを通じて形成されてきた自然環境は、喪失・劣化しており、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数は減少傾向にあります。

他方で避難指示解除後は、イノシシ、ニホンザル、カワウ等の増加等による鳥獣被害が発生しており、生態系への影響も考えられます。

鳥獣被害に対しては、個体数調整や河川の竹林伐採等の生息環境管理を行い、人の生活圏との住み分けによる被害抑制に関する取組みを進めています。

また、町の自然環境と歴史・文化を象徴する貴重な地域資産である「大聖寺のアカガシ樹群」などの天然記念物は、風倒被害や病害虫、樹勢の衰退などの影響を受けやすいことから、適正な管理と保護保全活動を推進します。

今後は震災や原発事故後の町の特徴を把握しつつ、国や県の動向を確認しながら、生物多様性の損失や回復に対する新たな取組みを検討します。

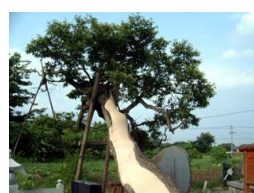
行政による環境アクション

- 大規模畜産施設の整備の推進による循環型農業を構築し、農業再生を目指します。
- 里山の再生を推進します。
- 福島県と連携し海岸防災林の整備を推進します。
- クマやサルの出没による、人身被害の発生を防ぐための対策を推進します。
- 住宅の鳥獣駆除や侵入防止対策として補助を実施します。
- 生態系に影響を及ぼす野生鳥獣については、生態系の保全と農作物被害防止の双方の観点から、適正な個体数管理を計画的に進めます。
- 緑の文化財や天然記念物の現状把握と保護保全活動の推進、文化財保護条例に基づく所有者の管理への協力依頼等、町の大切な文化を守ります。
- 生物多様性について学ぶ機会の創出を推進します。
- 自然共生サイトの取組みを事業者等に周知します。

浪江の緑の文化財



大聖寺のアカガシ樹群
〔緑の文化財登録
第32号〕



大堀の歯形のクリ
〔緑の文化財登録
第463号〕

II-3. 自然とのふれあいの推進

浪江町は、海・山・川に囲まれた自然豊かな町です。

町の中心部を流れる請戸川沿いに約1.5km 続く請戸川リバーラインは、春に約120本のソメイヨシノが咲き誇る絶景の桜並木です。また、美しい景観と散策のしやすさで、「ふくしま遊歩道50選」にも選定される美しい観光名所です。

福島いこいの村なみえ周辺のなみえ生活環境保全林や丈六公園等、町の自然を感じることができる場所が多くあります。

また、生態系サービス⁴⁸⁾の一つとして、豊かな自然とのふれあいは、ウェルビーイング⁷⁾の向上につながるとされています。避難指示が解除された地域においても、自然の恵みを感じ、自然とふれあう機会を創出していきます。

行政による環境アクション

- 自然とのふれあい活動の推進のため、自然体験活動の機会の充実を図ります。
- 「なみえ生活環境保全林」や「丈六公園」等、自然とのふれあいの場の整備や森林環境教育を推進します。
- 町の魅力を活かしたエコツーリズムの推進を通じて、地域活性化に努めます。
- 公園や河川等の水辺とみどりに親しみ自然に触れる機会を増やします。
- 身近なみどりを育み、まちを花とみどりで彩ります。

浪江の自然



町の木 松



町の花 コスモス



町の鳥 カモメ



請戸川



不動滝



請戸漁港



福島いこいの村なみえ



請戸川リバーライン

住民による環境アクション

- 特定外来生物に関する知識を深めるとともに、特定外来生物等の外来種³⁶⁾を確認した際は、自治体などに連絡しましょう。
- 外来種を飼養・栽培している場合は、適切に管理、処分を行いましょよう。
- 食材の調達の際は、地産地消を心掛けましょよう。
- 請戸川リバーラインや福島県復興祈念公園等の散策や自然観察など身近な自然とふれあいましょよう。

事業者による環境アクション

- 森林の保全や緑化などに取組み、自然環境のボランティア活動の実施や参加をましょよう。
- 工場や事業所敷地内での緑地やビオトープ³⁷⁾の整備をましょよう。また、その区域を自然共生サイトとしての認定なども検討ましょよう。
- 事業活動における周辺自然環境に与える影響を考慮ましょよう。
- 社員や地域住民への環境教育の場の提供や啓発活動への参加等の検討をましょよう。

成果指標

成果指標	現状値	2030年目標値
作付面積	670ha (令和6年度)	1,200ha
森林整備面積	148ha (令和6年度)	400ha

Ⅲ. 持続可能な循環型社会の形成

大量消費や高度成長の時代を経て、私たちの暮らしは便利になる一方で、たくさんの資源を消費し、多くのごみを排出しています。

浪江町を含む双葉郡の6町2村で構成する双葉地方広域市町村圏組合が令和4(2022)年3月に「一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理計画)」を策定しました。計画では、現状から抽出されたごみ処理の課題を踏まえ、双葉郡の循環型社会⁶⁾を構築するため、①住民の帰還状況に即した廃棄物処理体制を構築していく ②循環型社会の構築に向けたごみ量の削減・資源化率の向上を目指していく ③最終処分量の抑制とリサイクル³⁸⁾を促進する などをごみ処理の基本方針とし、これに沿って適切なシステムを整備していくとしています。

また、浪江町内のごみについては、居住者だけでなく、避難されている方の一時帰宅時に排出されるごみ等も含まれることから、居住者数に対して数量が多く排出される等の問題も抱えております。

今後、町においても産業の復興や避難解除区域の範囲拡大に伴う居住人口の増加により、ごみの排出量も増加が予想されることから、計画に沿った廃棄物の適正処理を行うとともに、人にも地球にもやさしい循環型社会を形成していきます。

Ⅲ-1. 廃棄物の適正処理

町のごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの4種類により、それぞれの生活系ごみと事業系ごみにそれぞれ区分されます。生活系ごみは住民の方が町内各所に設置されているごみステーションに決められた日に出した後に収集され、双葉地方広域市町村圏組合の南部衛生センターにおいて処理、一部はリサイクルされています。また、センターへの直接搬入も行われています。

ペットボトル等の資源ごみや、不燃ごみとして収集された小型家電はセンターで処理しリサイクルされ、古紙類は町で設置したリサイクルハウス(P35参照)で集積後、リサイクルしています。

事業系ごみのうち一般廃棄物はセンターへ直接搬入が行われ生活系ごみと同様に扱われますが、産業廃棄物⁴⁵⁾についてはより厳格な基準のもと許可を受けた収集運搬業、処分業者のもと処分されます。

廃棄物は法令に基づき、排出者である企業や個人が自らの責任で、環境に悪影響を与えないよう適切に処理することが求められています。

不法投棄や不適切な焼却を行わせないことで環境汚染を防止するためには、企業や個人と行政が適正処理に対して取組むことが必要です。

行政による環境アクション

- 産業廃棄物の適正処理のため、事業者への呼びかけを行います。
- ごみステーションの適正利用の周知を行います。
- 事業所から出るごみは、ごみステーションではなく個別に処理するよう呼びかけます。
- 住民の小型充電式電池の回収を行います。
- 低濃度 PCB 廃棄物³⁹⁾及びアスベスト廃棄物⁴⁰⁾等、適正処理の徹底を促進します。

Ⅲ-2. 適正なごみ分別の啓発と推進

持続可能な循環型の形成と廃棄物の適正処理の第一歩はごみの分別を適正に行うことにあります。ごみの分別・排出は自治体によって定められていることから、居住する自治体のルールを理解する必要があります。

浪江町は加入する双葉地方広域市町村圏組合において、法に基づいた一般廃棄物の分別・収集・処理に関する実施計画が年度ごとに定められ、ここでは分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分も示されています。

町は徐々にではありますが、復興が進み居住者が増えている状況であることから、ごみの分別の啓発と推進が重要となってきます。

行政による環境アクション

- 住民の小型充電式電池の回収を行います。
- 住民の使用済みの小型家電についてイベントでの回収を検討します。
- 家庭ごみ収集カレンダーを配布することで、適正な収集日や分別の周知を図ります。
- リサイクルハウスなどの利用により資源とごみの分別の徹底を推進します。
- 町の転入者や帰還者などに対し、指定ごみ袋を配布し、適正な分別を推進します。
- 福島県環境アプリの活用を推進します。

Ⅲ-3. 循環型社会形成のための住民・企業行動の推進

循環型社会の形成とは大量生産・大量消費・大量廃棄から脱却し、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指す社会を構築することです。

6R¹⁷⁾を活用する等、住民・企業・行政が連携しながら、限りある資源を循環させることで循環型社会の形成へつなげていく必要があります。

行政による環境アクション

- 6Rに取組むことでごみ発生抑制を推進し、ごみ減量化を推進していきます。
 - ・リフューズ(Refuse):不要なものを買わない、もらわないこと。
 - ・リデュース(Reduce):ごみの発生を抑制し、資源の無駄遣いを減らすこと。
 - ・リユース(Reuse):使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること。
 - ・リペア(Repair):壊れたものを修理して再利用すること。
 - ・リサイクル(Recycle):廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効活用すること。
 - ・ロット(Rot):コンポスト等を活用して生ごみをたい肥⁴¹⁾に変えること。
- 事業者等にライフサイクルアセスメント⁴²⁾の取組みを周知します。
- DX⁴³⁾化により紙の削減や事業活動の無駄な資源の減量を促します。

住民による環境アクション

- 人・社会・地域・環境に配慮した、エシカル消費を心掛けましょう。
- エコバッグ・マイボトル等を利用し、不要なものを買わない、もらわない、使わないことで、ごみの発生の削減に取り組みましょう。
- フリーマーケットやリサイクルショップ、詰替え商品などをなるべく利用しましょう。
- 修理できるものは、買い替えず、修理して使用しましょう。
- 食品の買いすぎや調理による作りすぎ、食べ残しを削減しましょう。
- 福島県環境アプリ等を活用したごみの分別や、家庭ごみ収集カレンダーを活用したごみ出しのルールを徹底しましょう。
- 生ごみのたい肥化や水切りによるごみの減量に努めましょう。

事業者による環境アクション

- 買いすぎないことや、環境負荷が少ないものを買うなどグリーン購入⁴⁴⁾に努めましょう。
- 簡易包装やリターナブル容器の利用、紙や木製製品への切り替えにより、プラスチックの使用を抑制しましょう。
- 耐久性の高い製品やリサイクルがしやすい製品、再生資源の利用など、環境に配慮した製品の製造・販売を検討し、循環経済への移行に取り組みましょう。
- 事業活動を通じて発生する食品ロスの削減に取り組みましょう。
- 産業廃棄物は、排出者の責任において、適切に処理しましょう。
- 産業廃棄物の処理を専門業者へ委託する際は、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を適切に運用しましょう。
- ライフサイクルアセスメントの実施を検討し、環境負荷低減のための取組みを実施しましょう。

成果指標

成果指標	現状値	2030年目標値
一人一日あたりの生活系ごみ排出量	882.1g/人・日 (令和6年度)	595.8g/人・日

注: 2030年目標値は双葉地方広域市町村圏組合 一般廃棄物処理基本計画より

IV. 安全で快適な暮らしのあるまち

町は平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により町全域に避難指示が出され、全住民が避難となりました。

その後一部の地域では避難指示が解除されましたが、現在も町の面積のほとんどが帰還困難区域であるなど、全国的にみても特殊な状況下にあります。

このため放射線に対する様々な不安や課題が存在しています。また全国的にも多くみられる空き家・空き地の問題においても、町では住民の多くが町外等の遠隔地に避難をしていることや、国による解体事業により住宅や事業所等の建物の解体によって多くの空き家・空き地が発生しており、これらの管理が遠隔地からでは困難な状況であることが理由に挙げられる等、問題や原因もこの特殊な状況の影響によるものがあります。

これらの課題に対しては、放射線への各種対策や不安解消事業、帰還困難区域再生への取組みを行うことで、避難する住民の帰還や、町へ新たに移住される方の増加へつなげるとともに空き家・空き地の活用を推進します。

また、町の復興状況に併せた社会基盤の整備や景観の形成、生活環境の保全に取組み、安全で快適な暮らしのあるまちを目指します。

IV-1. 放射線対策の推進

原発事故の影響による全町避難以来、国が進める除染の効果に対し、除染検証委員会での検証や放射線影響からの健康管理、自家用食品検査体制の整備、大学等との連携による放射線対策にかかる相談会・学習会の実施等、住民の不安解消につながる取組みであるリスクコミュニケーションを実施してきました。

復興に向け、今後も新たに住民となる方や、避難先から町への帰還を検討する方等へ、放射線についての正しい知識と理解を得ることができる取組みを継続する必要があります。

また、特定帰還居住区域の除染等を着実に進めるとともに、同区域に含まれない箇所を取扱いについて早期に方針を示すよう引き続き国へ要望する等、住民が安心して生活できる環境を整えます。

行政による環境アクション

- 有識者等による除染検証委員会において、除染効果や線量低減状況などについて検証を行います。
- 住民の不安解消のため、モニタリングの実施とわかりやすい情報発信に努めます。
- 放射線健康管理について大学や専門機関と連携した相談会・講習会の開催等でリスクコミュニケーションを行います。
- 環境回復に向け町内の未除染区域の国直轄除染を推進する等、放射線対策を図ります。

IV-2. 帰還困難区域の再生

政府は、令和元(2019)年12月に閣議決定した「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、『帰還困難区域において、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている。』と定めています。

町では、政府方針の実現を強く求めるとともに、「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」の認定を受け、現在避難指示の解除に向け国で行っている除染、解体等の取組みを推進し、新たに解除された場所で住民が生活できるよう環境回復を図るなど再生に努めます。

行政による環境アクション

- 特定帰還居住区域の整備を進めるとともに、全域避難指示解除に向けた取組みを実施します。
- 国における特定帰還居住区域の直轄除染、解体等を推進します。
- 帰還困難区域の避難指示解除までの間、衛生環境維持のため仮設トイレを設置します。

IV-3. 社会基盤の整備と景観の形成

大規模な震災による被害を受けた町として、近年の環境変化に伴う自然災害の影響への対応はより重要です。

町では、避難指示解除後、浪江町地域防災計画やハザードマップを策定しており、防災力向上のために社会基盤として室原地区の防災交流センターや浪江、大堀、苅野、幾世橋の4地区に整備した防災コミュニティセンター等も設置しています。

現在進めている自主防災組織を立ち上げるとともに、これら施設を活用した避難訓練を行う等、安全・安心につながる取組みを進めていきます。

一方で生活インフラにおいても、生活排水に対して環境負荷低減、環境に配慮した道路整備等生活環境の整備や回復に向けた取組みを行っていきます。

また、町の景観は震災と原発事故により大きく変化しました。景観を含めて環境を維持していくことが課題とされる地域がある一方で、復興が進む中心部等の建物が解体された空き地などでは、新たな事業所や店舗、住宅等の建設が進むことが予測されること等から、地域の特色を活かした良好な景観の保全や創造を図り、次代の住民が誇りにできる景観の町をつくりだすことを目指し、浪江町景観計画を令和6(2024)年度に策定したところです。今後はこの計画に基づいた良好な環境による豊かな暮らしの実現につながる景観の形成を図ります。

行政による環境アクション

- 環境への意識醸成と共に管理体制の確認を行い、暮らしや事業活動等による大気環境、水環境の保全対策、土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭の被害防止、その他有害物質による環境汚染の未然防止について、国、福島県と協力し、努めます。
- 住民が安全、安心な水を、安定して使えるように取り組みます。
- 上水道のPFAS⁴⁶⁾(有機フッ素化合物)に対する不安の解消のため、引き続き測定を行います。
- 生活排水による環境負荷を低減するため、公共下水道事業の安定経営に努めると共に、処理区域外については合併浄化槽の設置、適正管理を推進します。
- 町内の道路整備や公共交通の充実により、環境に配慮した便利で機能的なまちづくりに努めます。
- 震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりを推進します。
- 「浪江町景観計画」に基づき、地域の特色を生かした良好な景観の保全や創造を図り、次世代の住民が誇れる景観のまちづくりに努めます。

震災遺構 浪江町立請戸小学校

平成23(2011)年3月11日、東日本大震災における未だかつて経験したことのない大地震・大津波とその後の原発事故に見舞われ、甚大な被害を受けました。

請戸小学校も大きな被害を受けましたが、全員が無事避難することができた奇跡の学校として知られています。

東日本大震災の脅威や教訓とともに地域の記憶や記録を後世に伝え、防災意識の向上を図るため、令和3(2021)年10月27日に一般公開を開始しました。



出典：震災遺構 浪江町立請戸小学校ホームページ

IV-4. 不法投棄対策の推進

不法投棄は、地域の自然環境や景観を損なうだけでなく、住民の安全や健康にも悪影響を及ぼす重大な問題です。

不法投棄を未然に防ぐため、発見・通報体制を強化し、地域ぐるみで生活環境を守ります。

行政による環境アクション

- 不法投棄の未然防止及び早期発見のため、パトロールを実施します。
- 地域パトロールの体制を構築し、不法投棄防止に努めます。
- 不法投棄や不適切なごみ袋での投棄が発見された場合、指導を徹底します。
- ポスターや看板の設置等の実施による、不法投棄防止に努めます。
- SNS や広報誌の活用による、住民や事業者へ継続的に不法投棄への注意喚起を実施します。

IV-5. 空き家・空き地の適正な管理

町では、震災によって被害を受けた家屋等建物の解体が行われたこと、また原発事故による避難指示が町内全域に及んだこと等から空き家・空き地が著しく増加しています。

町の一部の避難指示の解除が進んだ現在も避難前の住民基本台帳人口の1割程度しか居住人口が戻らず、特に遠隔避難によって管理が進まない等の状況となっています。

この状況は犯罪や火災、鳥獣被害等や、生活環境や景観の悪化につながることから生活環境の保全や景観の保全のためにも、空き家・空き地が適正に管理されるように取り組みます。

空き家については、町の復興事業等の進捗に伴い、町へ新たに移住する方に対し、空き家の活用を推進します。

行政による環境アクション

- 管理が行き届いていない空き家については、状況の把握に努め、文書等による適正な管理の依頼を実施します。
- 浪江町空き家・空き地バンクによる未活用資産の情報を提供し、帰還者・移住者による利用促進を推進します。
- 修繕、解体、リフォーム等の費用の補助を行い、空き家・空き地の利活用を支援します。
- 空き地の状況について情報提供を行い、空き地の有効活用を促進します。
- 宅地の適正管理の啓発事業として除草剤配布事業を実施します。

住民による環境アクション

- 油は使い切り、食器やなべの汚れは拭いてから洗うなど生活排水に関する工夫をしましょう。
- 浄化槽の清掃や点検を定期的に行いましょう。
- 地域の景観の特性や価値を再認識し、身近なところから景観をよくする行動をしましょう。
- 不法投棄をしない、させない、許さない意識を高めましょう。
- 不法投棄を発見したら、役場や警察まで早めの通報をしましょう。
- 町内にある宅地の適正管理に努め、近隣等へ迷惑をかけないように定期的な管理に努めましょう。

事業者による環境アクション

- 工場や事業場から排出される水質汚濁物質について、排水基準値以下の濃度での排水をするよう徹底しましょう。
- 工場や事業場で扱う有害化学物質などについて、適切な管理を行いましょう。
- 建築物等の解体等工事の際は、石綿(アスベスト)が使用されていないか事前調査を行うとともに、飛散防止対策を徹底しましょう。
- 低騒音型、低振動型の機器の導入や遮音壁の設置、騒音・振動の発生源となる機器の屋内への配置、アイドリングストップの徹底などにより、工場・事業場からの騒音・振動の発生を抑制しましょう。
- 施設のこまめな清掃・メンテナンス、脱臭装置の設置などの臭気対策を行いましょう。
- 廃棄物の不法投棄や自家焼却をしないなどの関係法令の遵守を徹底しましょう。

成果指標

成果指標	現状値	2030年目標値
河川水質の BOD ¹⁵⁾ の環境基準達成状況	100% (令和4年度)	100%
空き家バンクの成約件数	63件 (令和7年7月)	88件

V. みんなが環境を考え行動するまち

令和 6(2024)年度に実施した町民アンケートでは、「浪江町の環境を良くするために必要なことは」の設問で、「環境に関する情報発信や環境活動の支援」の項目は、町内在住者で 11.4%、町外避難者で 20.0%と他の項目と比べると選択された割合は大きくありませんが、その差は倍近くあり、遠方に居住する方ほど、情報発信を必要としていることが明らかになりました。

関係する全ての方々に対し、行政が正しい環境情報をタイムリーに発信していくこと、講座や教育等で理解する場を設けることが、住民、事業者、行政 3 者が協働で本計画に定める施策に取り組むために必要であると考え、浪江町の環境を理解し、関心を深めることができるよう努めます。

V-1. 多様な主体との連携・協働

居住人口の著しい減少や、移住された方の増加等、住民の価値観の多様化といった社会構造の変化等、行政単独では解決困難な課題が増加しています。

環境基本法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、環境に係る法律では、国民、事業者、地方公共団体の責務が定められていますが、本計画を進めるにあたっては、それぞれがお互いについての理解を深め、それぞれの主体がもつ知識、資源を活かしながら、連携及び協働したときに、より良い効果が発揮できるものと考えています。

行政による環境アクション

- 住民、事業者、行政が連携した環境美化活動等の実施による環境保全の取組みを推進します。
- 地域の清掃活動、リサイクルの推進など、環境活動支援制度の拡充に努めます。
- 地元企業の CSR⁴⁷⁾(社会的責任)と結びつけた「企業×住民団体」のプロジェクトを促進します。
- 住民の知見を活かした「地域の環境見守り隊」などの仕組みづくりに努めます。

V-2. 環境教育・環境学習の推進

環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動が取れるようにするためには、学びの機会の提供が欠かせません。子どもや大人、それぞれが参加でき、環境の現状や環境問題について学べる教育、学習の場を提供します。

行政による環境アクション

- 大学や専門機関等と連携し、環境に関する講座等を開催します。
- 森林整備の一環として、森の大切さを学ぶ森林環境学習を実施します。
- 脱炭素に関する取組み・活動を普及促進活動として、脱炭素に関する取組み・活動の表彰を行い、町全体の脱炭素化・カーボンニュートラルにつなげます。
- 小中学校の総合的な学習の時間を活用し、再生可能エネルギーや循環型社会、地域の水素をテーマに取り上げるなどして、子どもたちが主体的に学びを深められる工夫を進めます。
- 双葉郡8町村が連携する「ふるさと創造学」において、環境を含めた探究成果を発表・共有し、持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成につなげます。
- 水素やごみ等についての副読本によって小学生を対象とした環境に関する学びを広げます。

V-3. 環境情報の共有・発信

環境の分野は、一般的になじみのない用語が使われることも少なくないことから、分かりやすさ等、情報の受け側を意識し、情報発信を行う必要があります。

また、広報紙やホームページ、SNS など様々な媒体を活用して、情報を得ることができる現在、人によって情報の収集方法も変わってきています。少しでも多くの方々に情報が届けられるよう、発信側も数多くの媒体を活用していかなければなりません。

行政による環境アクション

- 広報誌やホームページ、SNS 等のメディアを活用して、環境に関する情報の発信に努めます。
- 環境放射線モニタリングデータをはじめ、環境に関する正確な情報を広く発信します。
- 多言語による環境情報の提供を検討します。

浪江町の旅と学び情報ガイド あいべえなみえ

浪江町の魅力満載 旅と学びのポータルサイト『あいべえなみえ』

自然・伝統・歴史・文化・食・震災、そして復興からの学び
このサイトでは、たくさんの方に浪江町へ訪れてもらえるよう、町の持つ様々な観光情報や魅力を発信しています。

「あいべえ(あいべ)」は、「～へ行こう、～へ行きましょう」と人をどこかへ誘う時に使う方言です。

一緒に出かけたい大切な誰かに「あいべえなみえ」とお話してみませんか？

詳細はこちら



あいべえなみえ : <https://namietourism.jp/>

住民による環境アクション

- 環境についての体験学習やイベント等に積極的に参加しましょう。
- 町や各種団体が行う講演会やセミナー等に積極的に参加し、参加者同士で情報共有を行うなど、交流を深めましょう。
- 公園の清掃ボランティアや地域の緑化活動などには積極的に参加し、また、多くの住民がボランティア活動などに参加するよう住民同士の呼びかけをしましょう。

事業者による環境アクション

- ISO14001 やエコアクション 21 といった環境マネジメントシステムの導入により、環境経営に取り組みましょう。
- 社員に対する環境研修・環境教育を実施し、環境への意識を高めましょう。
- 出前講座の実施など、住民向けの環境教育プログラムの提供を検討しましょう。
- 環境に関するイベントに協力しましょう。
- 事業所の環境保全に向けた活動や事業活動を通じて蓄積した知識・ノウハウを報告制度などの活用により、積極的に発信しましょう。

なみえ創成小 SDGs 宣言

なみえ創成小学校4年生の SDGs 宣言は、「11 住み続けられるまちづくりを」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」の3つです。

小学4年生が令和7(2025)年9月に請戸浜に行き、海岸のごみ拾いをしたところ、海岸には、ゴム配管の破片、ブイ、カーペット、流木、ペットボトル、瓶、プラスチック容器などが落ちていたようです。後日、海岸で拾ってきたごみを分別し、缶やプラスチックが再利用できるよう取組みました。



出典：浪江町教育ポータル「なみえ創成小学校・中学校」

成果指標

成果指標	現状値	2030年目標値
エネルギー・水素に関連した教育プログラムの提供	無し (令和3年度)	2件

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

6.1 推進体制

本計画の実効性を高めるため、住民・事業者や関係機関などと連携・協力して計画を推進します。

庁内の連携・協力

環境基本計画における施策は、広範囲に及ぶため、庁内各課において横断的な連携を図りながら全庁的な取組みを推進します。

住民・事業者・行政

町の美しい自然を未来に残し、みんなが安心して住み続けられるまちにするためには、多様な主体の連携・協力が必要です。住民・事業者・町が一体となって、この計画を推進していきます。

浪江町環境審議会

浪江町環境審議会は、「浪江町環境基本条例」に基づき、町長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項ならびに環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する組織です。

本審議会において、環境基本計画の進捗について、毎年度報告を受けて点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的かつ広範囲な見地から審議を行います。

国、福島県、関係機関

町の持続可能な発展と環境の再生・保全を進めていくためには、国・福島県の支援はもとより、F-REIをはじめとする関係機関の連携が不可欠です。

専門的な知見や技術を活用しながら、本計画における施策を推進していきます。

6.2 計画の進行管理

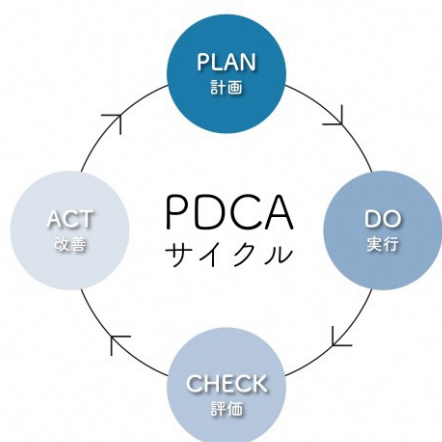
本計画の推進にあたっては「PDCA サイクル」及び「OODA ループ」の活用により実施します。

PDCA サイクルにより各施策や成果指標の進捗を定期的に見直し、改善策を講じます。

OODA ループは、実行段階で活用し、現状を観察し、情報を分析することで意思決定を行い、行動に移すことで変化に柔軟に対応します。

定期的に両者のサイクルを回すことで、業務効率や成果の向上が期待でき、持続可能な成長が可能となります。

なお、計画の期間中であっても、環境の状況が大きく変化した場合は、計画の見直しを検討します。

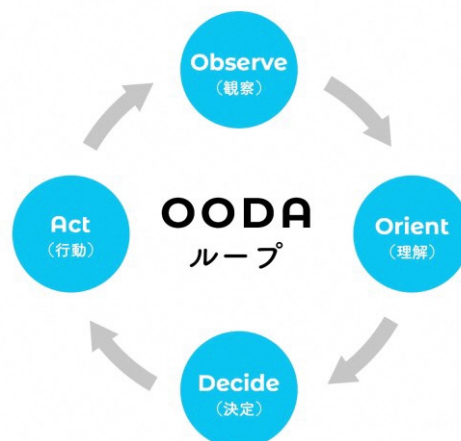


PDCA サイクル

- PLAN: 計画を立てる
- DO: 計画を実行する
- CHECK: 行動を評価分析する
- ACT: 改善し次回に繋ぐ

OODA ループ

- Observe: 状況やデータを把握する
- Orient: 情報を分析する
- Decide: 方針や行動を決める
- Act: 実効する



資料編

1. 浪江町環境基本計画策定経過

年月日	内容
令和6(2024)年11月29日(金)	令和6年度第2回環境審議会
令和6(2024)年10月16日(水)～ 令和7(2025)年2月7日(金)	事業者ヒアリング調査
令和6(2024)年11月1日(金)	アンケート調査(小学生)
令和6(2024)年11月8日(金)	アンケート調査(中学生)
令和6(2024)年11月7日(木)～ 令和6(2024)年11月29日(金)	アンケート調査(町内在住者・町外避難者)
令和7(2025)年2月21日(金)	令和6年度第3回環境審議会
令和7(2025)年8月28日(木)	令和7年度第1回環境審議会
令和7(2025)年11月17日(月)	令和7年度第2回環境審議会
令和8(2026)年1月5日(月)～ 令和8(2026)年1月21日(水)	パブリックコメント
令和8(2026)年2月27日(金)	令和7年度第3回環境審議会

2. 浪江町環境基本審議会委員名簿

任期: 令和6年11月1日～令和8年10月31日

役職	氏名	所属
会長	五味 馨	国立環境研究所 福島地域協働研究拠点
委員	河野 龍興	東京大学 先端科学技術研究センター
	沼田 大輔	福島大学 経済経営学類
	赤田 尚史	弘前大学 被ばく医療総合研究所
	鈴木 仁根	商工会 会長
	佐藤 秀三	行政区長会
	菅野 富美恵	農業委員会会長
	伊藤 啓一	株式会社舞台ファーム
	前司 昭博	株式会社伊達重機
	會澤 大志	會澤高圧コンクリート株式会社

※敬称略

3. 浪江町環境基本条例

令和3年3月16日

条例第2号

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全等に関する基本指針等(第7条—第9条)

第3章 環境の保全等に関する基本的施策(第10条—第19条)

第4章 浪江町環境審議会(第20条)

附則

私たちのまち浪江は、福島県浜通り(沿岸部)の北部に位置し、海、山、川に囲まれ、豊かで美しい自然に恵まれており、私たちは、その自然の恵みの中で生活を営み、先人達の歴史や伝統を誇りとして、その知恵を引き継ぎ、文化を創造してきた。

しかし、人々の暮らしは、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、物質的に豊かで便利になる一方、資源やエネルギーを大量に消費し、多量の廃棄物を排出した結果、身近な環境のみならず、地球環境にまで過大な負荷を与えている。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散を引き起こし、私たちの生活にも大きな影響を及ぼした。

私たちは、資源に限りがあることや、破壊された地球環境を回復することが困難であることを深く認識し、資源の効率的利用や再生可能エネルギーの普及により原子力や化石燃料のエネルギー依存の低減に寄与するなど、社会経済活動や生活様式を見直すとともに、町、町民及び事業者が一体となって、環境の保全及び創造のため行動し、健全で恵み豊かな環境を、子や孫など将来の世代に引き継がなければならない。

私たちは、このような認識の下で、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる地球にやさしいまち浪江を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を

総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生動物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)は、町民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承できるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、資源の適切な管理及び循環的な利用の推進により環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的とし、町、事業者及び町民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 環境の保全等は、人間のあらゆる行為が地域の環境のみならず地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、全ての事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、環境の保全に関する基本的総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 町は、町民及び事業者が環境への理解を深め、かつ意欲を高めるため必要な措置を講じなければ

ならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、日常生活における資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等環境への負荷を減らすことに努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は基本理念に基づき、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止はもとより、自然環境を適正に保全するため、積極的に必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念に基づき、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、廃棄物の抑制及びこれの適正な処理を図るとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減につながる原材料、役務等の利用に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に基づき、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本指針等

(基本指針)

第7条 町は、環境の保全に関する施策を策定し実施するに当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本指針とし、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に維持することにより、人の健康を保護し、生活環境及び自然環境を保全すること。

(2) 豊かな自然環境を保つため、生物の多様性を保全するとともに、河川、森林、農地等の自然環境を保全すること。

(3) 循環型社会を構築するため、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を図り、環境への負荷軽減を目指すこと。

(4) 地球温暖化防止のため、省資源及び省エネルギーを推進し、地球環境保全を目指すこと。

(環境基本計画の策定)

第8条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策及び配慮の方針

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、浪江町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 町長は、毎年度環境の保全に関する施策の実施状況等を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第3章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定に当たっての配慮)

第10条 町は、施策を策定し及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮するものとする。

(誘導的措置)

第11条 町は、町民等が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的利用の促進)

第12条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の軽減を図るため、自らが率先して資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(放射性物質の環境への影響に係る措置)

第13条 町は、関係機関と協力し放射性物質による環境への影響に対し、必要な調査、測定等を行い、環境の状況を的確に把握し、情報を提供するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査等の実施)

第14条 町は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な調査、監視及び測定を行い、環境の状況を的確に把握するよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第15条 町は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実を図ることにより、町民等がその理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を

行う意欲を増進させるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 町は、環境の保全等に関する必要な情報を収集し、町民等への提供に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第17条 町は、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 町は、環境の保全等に関し広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第19条 町は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 浪江町環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第1号)第44条の規定に基づく審議会その他合議制の機関として、浪江町環境審議会を置く。

2 浪江町環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

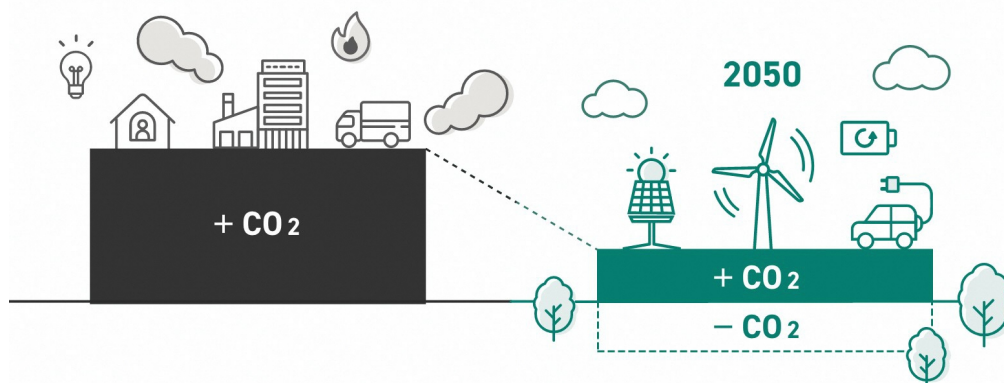
4. 知ってほしい環境用語

カーボンニュートラル

私たちの生活の中で電気を使う時や、車を使う時、工場でものをつくる時などに排出されている温室効果ガスの量と森林や植物、海などが吸収する温室効果ガスの量を同じにすることをカーボンニュートラルといいます。

温室効果ガスが増えすぎると地球温暖化が進み、異常気象が増加し、私たちの生活や自然に大きな影響をもたらします。

カーボンニュートラルを目指すために、ごみを減らす、車より自転車を使うなど、身近なことから取り組んでいきましょう。

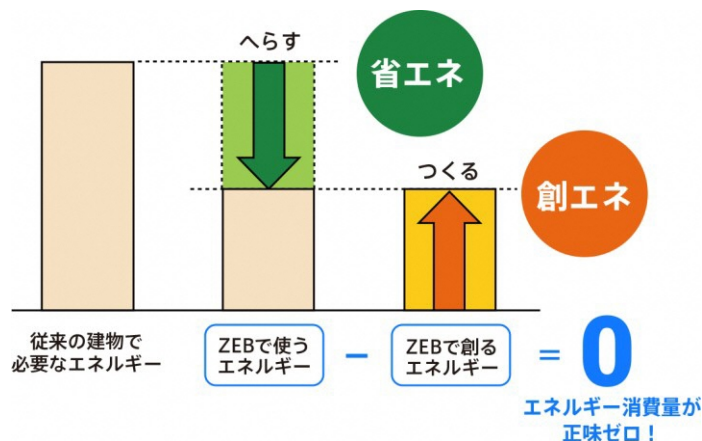


出典：環境省 脱炭素ポータルホームページ

ZEB や ZEH

ZEB は、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略で、「ゼブ」と呼び、ZEH は、Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略で、「ゼッチ」と呼びます。

どちらも建物で消費するエネルギーを省エネルギー対策によって減らし、太陽光発電などで使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることで、ZEB は、オフィスや商業施設、学校等の非住宅建築物を対象とし、ZEH は、一般住宅を対象としています。

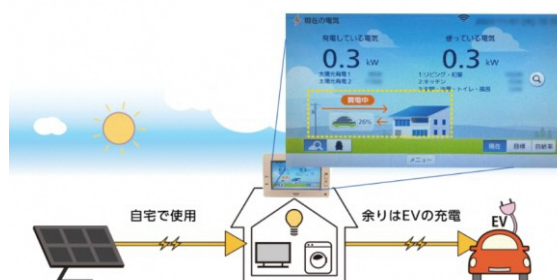


出典：環境省ホームページ「ZEB PORTAL」

V2H

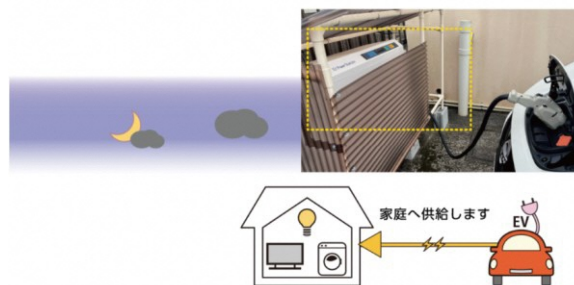
電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)に蓄えた電気を、家庭で使える仕組みのことをV2Hといいます。Vehicle to Home(ビークル・トゥ・ホーム)の略で、「ブイ・ツー・エイチ」と呼びます。

V2Hを使うと、「家からEV」「EVから家」の両方向に電気を送り合うことができます。



日中の太陽光発電で発電した電力は、主に自宅で使用し、余った電力はEVの充電に使用

太陽光発電ができない夜間や雨天時における
家庭での電力をEVから供給



ポイント

- ・車に充電した電気を家の電力として使用できる
- ・停電時の非常用電源としても活用可能
- ・太陽光発電と組み合わせると、電気の自給自足がしやすくなる

出典：環境省ホームページ「ZERO CARBON DRIVE」

エコドライブ

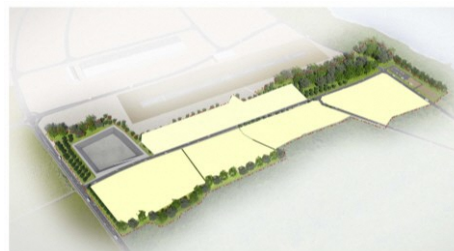
エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけです。

- ① 自分の燃費を把握しよう
- ② ふんわりアクセル「eスタート」
- ③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤ エアコンの使用は適切に
- ⑥ ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨ 不要な荷物はおろそう
- ⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう

RE100

Renewable Energy 100%の略で、事業活動において使用する電力をすべて再生可能エネルギー³⁾由来の電力にすることを目指す国際的な取り組みです。

町内において様々な実証事業が進められている棚塩地区においても、新たに棚塩 RE100 産業団地を整備しました。



出典：浪江町ホームページ「浪江町棚塩産業団地」

ネイチャーポジティブ(自然再興)

ネイチャーポジティブとは、日本語で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。

今の地球は、凄まじい速度で生きものが絶滅しているなど「ネガティブ」の状態にあります。

これを2030年までに生物の種の数が増え、回復していくなど「ポジティブ」な状態にしていくために、生態系が豊かになるような経済活動へ切り替えていく取り組みが推し進められています。



出典：環境省ホームページ「ecojin(エコジン)」

生物多様性

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。

地球上の生きものは、40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。

様々な生き物がいることを生物多様性といい、人類もその一つです。

これら生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

人間にとって他の生き物は生きるために必要なだけでなく、文化や精神的な豊かさも与えてくれる、なくてはならないものです

約40億年前、生命が誕生して以来、多くの種が生まれ、その一方で絶滅してきました。しかし、近年の人口の爆発的な増加と人類による開発によって絶滅のスピードはどんどん加速しています。

多様な生き物がすむ環境を守るために私たちは何をすべきなのか、いま考え、そして出来ることから一歩を踏み出そう。

出典：環境省「いのちがつながっている 生物多様性を考えよう」

外来種

外来種とは、たとえばカミツキガメのように、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。

《生態系への影響》



《人の生命・身体への影



《農林水産業への影響》



外来種による被害を予防するために・・・

- 1. 入れない** 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」
- 2. 捨てない** 飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）
- 3. 拡げない** 既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）

外来種に関わる際には、この原則を心にとめ、適切な対応とご理解・ご協力を切にお願いします。

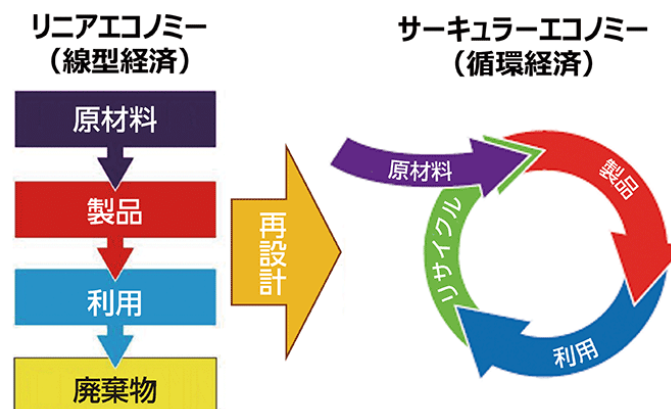
出典：環境省ホームページ「日本の外来種対策」

サーキュラーエコノミー（循環経済）

今までの経済システムは、大量生産から大量消費、大量廃棄への一方通行でした。そのため、資源や環境に大きな負荷がかかり、将来的に資源の枯渇などのリスクがあります。

サーキュラーエコノミー（循環経済）は、「使って終わり」ではなく、「繰り返し使う」ことを大切にする経済の仕組みです。

「こわれたら直す」、「リサイクルする（資源としてもう一度使う）」、「ごみが出にくいものを作る」、「いらなくなったものを他の人にゆずる」など、身近なところからはじめましょう。



出典：環境省ホームページ「令和3年版環境・循環型社会・生物多様性白書」

6R



6R は Refuse(リフューズ)、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Repair(リペア)、Recycle(リサイクル)、Rot(ロット)の6つの R の総称です。

Refuse(リフューズ)は、不要なものを買わない、もらわないことで廃棄物の発生を少なくすることです。エコバッグを使ってレジ袋を断る、マイボトルを持参して使い捨て容器を避けるなどの取組みのことです。

Reduce(リデュース)は、製品をつくる時に使う資源の量や廃棄物の発生を減らすことで、廃棄するもの自体を減らすことです。耐久性の高い製品の提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫なども取組みのひとつです。

Reuse(リユース)は、使用済製品やその部品等を繰り返し使用することです。古着をリサイクルショップに持ち込んだり、ガラス瓶などを保存容器に再利用するなど取組みのひとつです。

Repair(リペア)は、壊れたものを修理して再利用することで、新しいものを買わずに済み、廃棄物の発生を少なくすることです。修理を通じて、物を大切にすることが環境保護につながります。

Recycle(リサイクル)は、資源として再利用することです。例えば、ペットボトルを新しい製品に作り変えることです。リサイクルすることで廃棄物を減らし、資源を有効に使うことができます。

Rot(ロット)は、コンポストを活用してごみを資源として再利用することです。具体的には、生ごみをたい肥に変えて土に還す活動です。これにより、生ごみの量を減らし、環境に優しい方法で資源を循環させることができます。

出典：双葉地方広域市町村圏組合「たのしく学ぼう！ごみのおはなし」

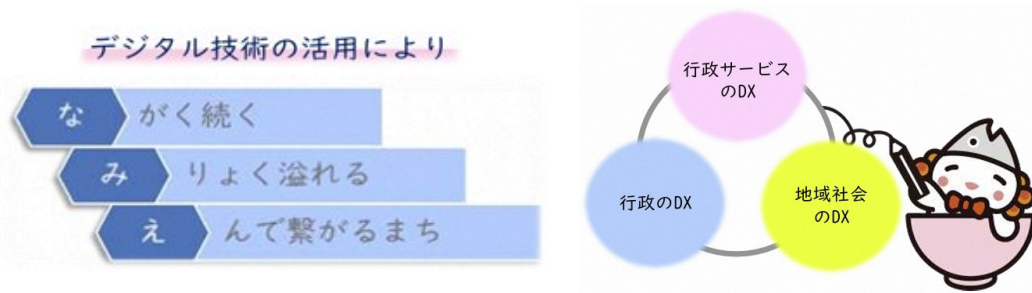
DX

DXはDigital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略です。

デジタル技術を活用して、ビジネスや社会の仕組み、働き方や生活のあり方を根本から変えることです。

町においては、「浪江町 DX 推進計画」に基づき、「行政サービスのDX」「行政のDX」「地域社会のDX」の3つの柱を掲げてデジタル改革を推進しています。

デジタルツールとアナログツールを使い分け、最適な手段を選択し、DXを推進していきます。



出典：浪江町 DX 推進計画（令和7年1月）

PFAS

PFAS(通称ピーファス)とは、主に炭素とフッ素からなる化学物質のことです。分類の仕方によって数が異なりますが、PFASは1万種類以上の物質があるとされています。

熱や汚れに強く、撥水スプレーや防水加工を施した衣類・靴、調理機器のコーティングといった家庭用製品に幅広く利用されてきました。

また、産業分野においても、界面活性剤や半導体の反射防止剤、金属メッキ処理剤、水成膜泡消火材などにも活用されています。

- 環境省では、2020年に水道水や環境中の水の目標値を定め、
飲み水からの摂取を防ぐ取組を進めています
- 2024年6月には、食品安全委員会が健康影響について
包括的に評価を行い、その結果を公表しました
- これを踏まえつつ、環境省では、安全・安心のための
取組を引き続き進めます



詳しい情報・最新の情報は [環境省 PFAS](#) で検索し、[環境省HP](#)をご覧ください

出典：環境省ホームページ「有機フッ素化合物（PFAS）について」

5. 用語集

1) 脱炭素社会

温室効果ガスの排出が実質ゼロとなっている社会のこと。

2) カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と森林等の吸収源による吸収量との均衡を達成すること。(P76 参照)

3) 再生可能エネルギー

非化石エネルギー源のうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存在する熱・バイオマス等の持続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギーのこと。

4) 気候変動

気候変動は自然的な要因と人為的な要因があるが、気候変動枠組条約においては、地球の大気組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化で、比較可能な期間に観測される自然な気候変動に対して追加して生じるものと定義されている。

5) 生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。(P78 参照)

6) 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルが見直され資源を効率的に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再び利用し、どうしても利

用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷を極力低減するシステムを持つ社会のこと。(P79 参照)

7) ウェルビーイング

人々が心身ともに健康で、安心して暮らせる社会の実現を目指す概念。経済的な豊かさだけでなく、環境の質や人とのつながり、生きがいなどを含めた「総合的な幸福」や「暮らしの質の向上」を重視する考え方のこと。

8) ネイチャーポジティブ

自然再興のこと。(P78 参照)

9) サーキュラーエコノミー

資源を捨てずに繰り返し使い、循環させる経済の仕組みのこと。(P79 参照)

10) 燃料電池

「水素」と「酸素」を化学反応させて、直接「電気」を発生させる装置のこと。燃料電池の燃料となる水素は、天然ガスやメタノールから作るのが一般的で、酸素は、大気中から取り入れる。また、発電と同時に熱も発生し、その熱を活かすことでエネルギーの利用効率を高められる。

11) 燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。自動車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

12)地産地消

地域で生産された農林水産物等を、その生産された地域内において消費する取組みのこと。

13)RE100

Renewable Energy 100%(リニューアブルエネルギー100%)の略称のこと。(P78 参照)

14)光化学オキシダント

工場の煙や自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や揮発性有機化合物(VOC)が、太陽光中の紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称のこと。主成分はオゾンで、人体への刺激や植物へ悪影響を及ぼす。

15)BOD

Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略称のこと。水中の有機汚染物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。この値が大きいほど水質が悪いと判断される。

16)デマンドタクシー

利用者の予約に応じて運行する乗合タクシーのこと。固定ルートではなく、希望に合わせて運行される。

17)6R

Refuse(リフューズ)、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Repair(リペア)、Recycle(リサイクル)、Rot(ロット)の6つのRの頭文字をとった略称のこと。(P80 参照)

18)CEMS

Community Energy Management System(コミュニティ・エネルギー・マネジメント・システム)の略称のこと。点在する太陽光発電システムや風力発電などの発電設備からの電力供給量と、地域での電力需要の管理を行い、地域全体のエネルギーを管理するシステムのことです。

19)スマートシティ

ICT(情報通信技術)やデータを活用して、エネルギー、交通、防災、福祉などの分野で効率的で快適なまちづくりを目指す都市のこと。

20)蓄電池

1回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池(二次電池)のこと。

21)V2H

Vehicle to Home(ビークル・トゥ・ホーム)の略称のこと。(P77 参照)

22)EV

Electric Vehicle(電気自動車)の略称のこと。

23)FCV

Fuel Cell Vehicle(燃料電池自動車)の略称のこと。

24)圧縮水素貯蔵量

高圧で圧縮した水素ガスをタンクなどに貯めたときの水素の量のこと。

25)PPA

Power Purchase Agreement(電力購入契約)の呼称であり、設備設置事業者が施設に太陽光発電システムを設置し、施設側は設置された設備で発電した電気を購入する契約のこと。屋根貸し自家消費型モデルや第三者所有モデルとも呼ばれており、施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができる。

26)エネルギーポテンシャル

エネルギーとして利用できる潜在的な能力のこと。太陽光や風力など、自然エネルギーの利用可能性を示す指標のこと。

27)暑さ指数(WBGT)

気温・湿度・日射をもとに、熱中症の危険度を示す指標のこと。数値が高いほど危険性が高い。

28)ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

29)ZEH

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅のこと。(P76 参照)

30)なみえスマートモビリティ(スマモビ)

浪江町を行き来できる乗合ミニバスのこと。

31)エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進をしない、急な加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となる。(P77 参照)

32)クールビズ

地球温暖化対策の一環として、室温設定 28℃を目安に過度な冷房に頼らず、様々な工夫をして暑い日を快適に過ごすライフスタイルのこと。

33)ウォームビズ

冬期の地球温暖化対策の一環として、暖房時の室温を20℃(目安)にし、暖かい服装を着用することで快適に過ごすライフスタイルのこと。

34)ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。(P76 参照)

35)スマート農業

ICT(情報通信技術)やロボット、AI などを活用して、作業効率化や品質向上を進める新しい農業のこと。

36)外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。(P79 参照)

37)ビオトープ

生物が暮らせるように整備された小さな自然環境のこと。湿地や池、草地などを整備して、動植物の生息・販促を支援し、生物多様性の保全や教育・景観の目的にも活用される。

38)リサイクル

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することで、その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組みの1つ。

39)PCB 廃棄物

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む廃棄物のこと。PCBは電気絶縁油やコンデンサーなどに使われた化学物質で、環境や人体への影響が大きいため、特別な方法で処理・廃棄する必要がある。

40)アスベスト廃棄物

アスベスト(石綿)を含む廃棄物のこと。建材や断熱材などに使われていたアスベストは、吸入すると健康被害(肺がんや中皮腫など)を引き起こす恐れがあるため、飛散防止や適切な処理・管理が求められる。

41)たい肥

生ごみなどの有機物を微生物の働きで分解し、植物の栄養となる「たい肥」をつくること。

42)ライフサイクルアセスメント

製品やサービスについて、原材料の調達から製造、輸送、使用、廃棄・リサイクルまでの一連の段階(ライフサイクル)で環境に与える影響を定量的に評価する手法のこと。

43)DX

Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略称のことで、デジタル技術を活用して、組織や社会の仕組み、仕事のやり方、価値の生み出し方を根本的に変えること。(P81参照)

44)グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

45)産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物のこと。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

46)PFAS

PFAS(有機フッ素化合物)は、人工的に作られた有機フッ素化合物のグループのこと。(P81参照)

47)CSR

Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)の略称で、企業が利益を追求するだけでなく、社会や環境に対して責任ある行動をとること。

48)生態系サービス

森林、河川、海、農地などの生態系が、人間の生活や経済活動に対して提供している様々な恵みのこと。

浪江町役場 住民課

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2

TEL:0240-34-0228

FAX:0240-34-2137